山中湖村 第6期

高齢者福祉計画·介護保険事業計画

(平成27~29年度)





平成27年3月山中湖村

■ もくじ ■

第1編総論

7,-	•	-14114	470-																
	第	1章 1 2 3	計画第 計画第 計画 <i>0</i> 介護仍	を定 <i>σ</i> ひ位置)趣旨 [づけ	i	···· 間										 	 	 1
	第	2章 1 2 3 4	語 統計 う アンク 日常 当 将来 排	データ ァート 上活圏	にみ ·調査 関域の	結果)設定	齢者 にみ	を取 る高	取り 事齢 · · · ·	巻く 者を 	現り	さ り巻 · · · ·	課題 く現 	i !状と	···· :課題 ····	 <u>.</u>	 	 	 4 . 11 . 17
	第	3章 1 2 3	計画 <i>0</i> 基本目 施策 <i>0</i>	D基本 目標	- 理念	š											 	 	 22
第	2	編	各	論															
	第	1章 1 2	語 ひとり 在宅生	暮ら	し高	齢者	等支	援+	ナ ー	ビス							 	 	 . 26
	第	2章 1 2 3	介語 介護伊 地域 介護伊	保険事 を援事	業 業 .		給付 	·	予防: ····	給付 	·)						 	 	 . 33 . 49
	第	3章 1 2 3	高齢 高齢者 高齢者 生きか	香の優 香の層	康っ [用・	就労	の推 対策	進. の扣	· 隹進.								 	 	 63
	第	4章 1 2 3	高齢 高齢者 安心し 地域福	が付 ンて暮	みだ らせ	すい	村づ 域づ	ر ا ا) の) の	推進 推進							 	 	 65
	第	5章 1 2 3	計區 情報拼 相談提 地域に	是供体 爱助体	制の 制の	充実 充実 充実	; ; ; ;					 					 	 	 68 69

第 1 編 総 論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成 25 年の我が国の高齢化率は、ついに 25.1%で4人に1人以上が高齢者という状況となり、ますます高齢化対策が急務となってきました。(「人口推計」より)高齢者の増加に伴う、介護ニーズの増加、介護にかかる費用の増加が問題とされる中、高齢者が住み慣れた地域で生活ができるよう、国では介護保険制度をはじめ、高齢者を取り巻く制度や法律の改正が行われました。

地域支援事業の再構築により、24 時間対応の巡回サービス、看護小規模多機能型 居宅介護等が充実され、在宅医療と介護の連携にも力を入れていくこととなりました。 また、要支援者向けの訪問介護・通所介護も順次、地域支援事業に移行されます。

一方で、増加が懸念されている認知症高齢者については、早期発見・早期治療に取り組み、重度化を防ぐ事業の強化が求められています。また、特別養護者人ホームの新規入所者は原則要介護3以上と定められることとなりました。

地域の課題の明確化やネットワークの構築を目的に、地域ケア会議は継続することとし、地域包括ケアシステムの実現を目指すことになります。また、介護保険料や利用料などの負担が公平となるよう、所得に応じた対応にも努めて行くことになりました。

本村においても、"地域で目指す 高齢者が安心して生活できる環境 健やかでうるおいのある生活が続けられる村"を基本理念に掲げ、『山中湖村 第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(平成24年度~26年度)』に則って、介護保険事業の円滑な運営を含めて、高齢者に関する様々な事業や取り組みを推進してきました。

今回、高齢者福祉計画・介護保険事業計画の見直しにあたり、このような国の考えのもと、本村の高齢者を取り巻く様々な課題を踏まえつつ、今後の超高齢社会の諸問題に対応するため、平成27年度から平成29年度の3年間を計画期間とする『山中湖村第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画』を策定します。

2 計画の位置づけ・期間

- この計画は、老人福祉法第20条の8により策定が求められている「市町村老人福祉計画」であり、山中湖村における高齢者福祉に関する施策の方向性を定める計画として位置づけられています。
- この計画は、介護保険法第 117 条第1項により策定が求められている「市町村介護保険事業計画」であり、山中湖村における介護保険運営に係る保険給付の円滑な実施等に関して定める計画として位置づけられています。
- この計画は、地方自治法第2条第4項により策定が求められている山中湖村の総合計画をはじめ、関連する諸計画との整合を図ります。
- 目標量等の基準については、国や県が示すものを参考にし、山中湖村の実情に 適した基準を設定します。
- 居宅サービス、施設サービスの質や量等については、県と協議し、近隣市町村との均衡がとれるよう努めます。
- 効率的、効果的な介護保険事業計画となるよう、寝たきり予防・認知症予防・ 要介護状態にならないための施策を中心に推進していきます。

【計画の期間】



- この計画は、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間として定めています。
- 次期計画策定のために最終年度に計画の見直しを予定しています。また、計画 期間内であっても、高齢者や介護保険に関する状況が著しく変化した場合等、 必要に応じた見直しを行います。

介護保険制度の改正 3

介護サービスの提供、介護予防の推進、医療との連携、生活支援に関わるサービス の推進、高齢者の住まいの整備を一体的に提供し、地域包括ケアシステムを構築する ことで、介護が必要になったとしても、できる限り住み慣れた地域において継続して 生活していける体制を整えます。平成26年6月の介護保険法等の改正は、この地域 包括ケアシステムの構築を柱に行われました。主なポイントは以下のとおりです。

Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域での生活を継続することを目的とした介護、医療、生活支援、介護予防の充実

ービスの充実

地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実

- ① 在宅医療・介護連携の推進
- ② 認知症施策の推進
- ③ 地域ケア会議の推進
- ④ 生活支援サービスの充実・強化
- ・介護サービスの充実は、前回改正による24時間対応の定期巡回サービスを含めた介護サービスの普及を推進する ・介護職員の処遇改善は、平成27年度介護報酬改定で検討する

① 全国一律の予防給付(訪問介護・通所介護)を地域支援事業に移行、多様化

重点化 • 効率化

- ・平成29年度までに段階的に移行する
- ・介護保険制度内でのサービスの提供であり、財源構成も変わらない
- ・見直しにより、既存の介護事業所による既存サービスに加え、NPO、民間企業、住民ボランティア、協同組合等 による多様なサービスの提供が可能となることで、効果的・効率的な事業も実施可能になる
- ② 特別養護老人ホームの新規入所者を、原則要介護3以上に限定
- ・要介護1~2でも一定の場合には入所可能

Ⅱ 費用負担の公平化

低所得者の保険料軽減を拡充、所得や資産のある人の利用者負担を見直し、保険料上昇をできる限り抑える

低所得者の保険料の軽減割合を拡大

- ・給付費の5割の公費に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大する
- ・軽減対象: 市町村民税非課税世帯(65 歳以上の約3割)
- ・軽 減 例:年金収入80万円以下→7割軽減に(拡充前は5割軽減)

① 一定以上の所得のある利用者の自己負担を引き上げ

- ・2割負担とする所得水準を、65歳以上高齢者の所得上位20%とした場合、合計所得金額160万円(年金収入 で、単身 280 万円以上、夫婦 359 万円以上)
- ・ただし、月額上限があるため、見直し対象の全員の負担が2倍になるわけではない
- ・医療保険の現役並みの所得相当の人は、月額上限を37,200円→44,400円に引き上げ

重点化

効率化

② 低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加

- ・対象外:預貯金等が単身1,000万円超、夫婦2,000万円超の場合 世帯分離した場合でも、配偶者が課税されている場合
- ・給付額の決定にあたり、非課税年金(遺族年金、障害年金)は収入として勘案するが、不動産を勘案するかは引 き続き検討課題とする

このほか、「2025年を見据えた介護保険事業計画の策定」、「サービス付高齢者向け住宅への住所地特例の適 用」、「居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲・小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行」 等を実施していきます。

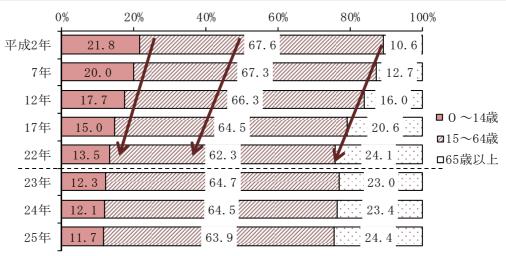
参考資料:厚生労働省老健局「介護保険制度の改正案について」

第2章 高齢者を取り巻く現状と将来の状況

1 統計データにみる高齢者を取り巻く現状と課題

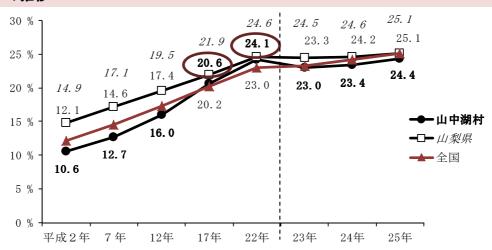
(1)人口構造

年齢3区分別 人口割合の推移



資料:「国勢調査」、平成23年からは「住民基本台帳」(10月1日現在)

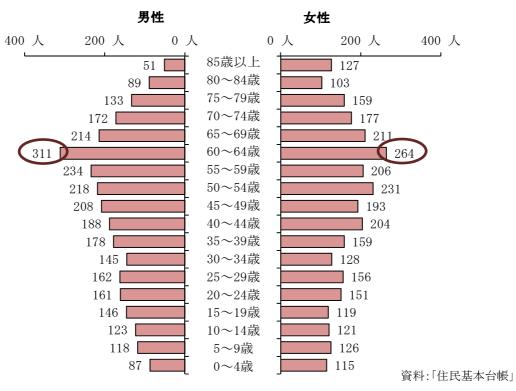
高齢化率の推移



資料:「国勢調査」、平成23年からは「住民基本台帳」(県・市)、「人口推計」(全国)(10月1日現在)

高齢化が急速に進行する現在、本村の年齢3区分別人口割合の推移をみると、本村でも高齢化の進行が顕著で、平成7年以前まで2割を占めていた0~14歳の年少人口は、減少の一途をたどり、平成25年は半分の1割となっています。その一方で、65歳以上の割合が平成2年には1割でしたが、平成17年には年少人口を上回り、平成25年には24.4%とおよそ4人に1人の割合を占めるまでになっています。

高齢化率の推移を全国や山梨県と比較すると、平成 12 年までは全国や県の値を下回っていましたが、上昇の傾斜はきつくなり、平成 17 年に全国に、また平成 22 年には山梨県の値に追いつく形となっています。



5歳階級別・男女別 人口(平成25年10月1日)

5歳階級別に平成25年10月1日現在の人口構成をみると、団塊の世代にあてはまる60代前半で男女ともピークになっており、そこから年齢が遠くなるのに伴って人口も少ない傾向にあり、いわゆる"変形つぼ型"になっています。

(2)地区別高齢者の状況

地区別 高齢者人口・高齢化率(平成25年10月1日)

	人口(人)	65歳以上 (人)	高齢化率 (%)
山中湖村	5, 888	1, 436	24. 4
山中地区	3, 429	775	22. 6
平野地区	1, 375	319	<i>23. 2</i>
長池地区	426	146	34. 3
旭日丘地区	658	196	29.8

資料:「住民基本台帳」

平成 25 年 10 月1日現在の、地区別高齢者の状況をみると、65 歳以上人口が最も多い地区は、総人口の半数以上を占める山中地区で、775 人となっています。しかし、高齢化率は山中湖村全体を 1.8 ポイント下回る 22.6%で、最も低くなっています。一方、高齢化率が最も高い地区は長池地区で、34.3%と3人に1人以上となっています。

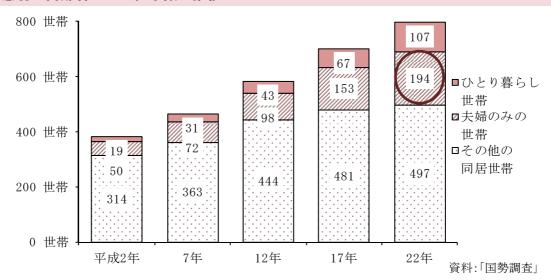
(3) 高齢者のいる世帯の状況

家族形態別 高齢者のいる世帯数・割合の推移

LCD · ####		6	5歳以上の高	齢者のいる世	帯
上段:世帯 <i>下段:比率%</i>	一般世帯数		ひとり暮らし 世帯	夫婦のみの 世帯	その他の 同居世帯
平成2年	1, 322	383	19	50	314
平成乙午	100. 0	29. 0	1. 4	3.8	23.8
7年	1, 541	466	31	72	363
7 +	100. 0	<i>30. 2</i>	2. 0	4. 7	23. 6
12年	1,541	585	43	98	444
124	100. 0	<i>38. 0</i>	2.8	6. 4	28.8
17年	1,682	701	67	153	481
174	100. 0	41. 7	4. 0	9. 1	28. 6
22年	1, 761	798	107	194	497
224	100. 0	<i>45. 3</i>	<i>6.</i> 1	11. 0	28. 2
22年	327, 075	139, 553	29, 318	30, 083	80, 152
(県)	100. 0	42. 7	9. 0	9. 2	24. 5

資料:「国勢調査」

家族形態別 高齢者のいる世帯数の推移

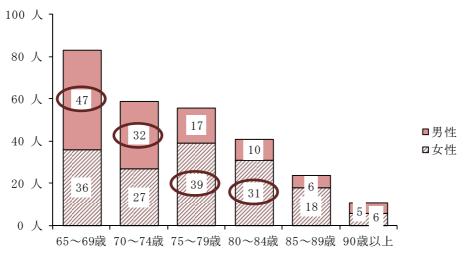


高齢者のいる世帯の数は増加が顕著です。平成2年から、20年後の平成22年では2倍以上の増加です。また、高齢者のいる世帯が一般世帯に占める割合も上昇を続けており、平成22年で45.3%と半数近くを占めており、県平均よりも2.6ポイント上回っています。

さらに、高齢者のいる世帯の内訳をみると、増加が著しいのはひとり暮らし世帯、および夫婦のみの世帯で、ひとり暮らし世帯は20年間で5倍、夫婦のみの世帯は20年間で約4倍となっています。これは、表下のグラフでみると明らかで、その他の同居世帯も増加してはいるものの、ひとり暮らし世帯と夫婦のみの世帯の占める割合が大きくなっていることが分かります。

(4)ひとり暮らし高齢者の状況

年齢別・男女別 ひとり暮らし高齢者数(平成25年10月1日)



資料:「住民基本台帳」

地区別・年齢別・男女別 ひとり暮らし高齢者数(平成25年10月1日)

(人)

山中地区	男性	女性	計
65~69歳	17	14	31
70~74歳	7	11	18
75~79歳	5	27	32
80~84歳	2	16	18
85~89歳	2	9	11
90歳以上	0	3	3
計	33	80	113

平野地区	男性	女性	計
65~69歳	11	12	23
70~74歳	10	10	20
75~79歳	5	4	9
80~84歳	4	6	10
85~89歳	2	5	7
90歳以上	3	2	5
計	35	39	74

長池地区	男性	女性	計
65~69歳	9	6	15
70~74歳	8	2	10
75~79歳	2	6	8
80~84歳	1	4	5
85~89歳	1	1	2
90歳以上	0	0	0
計	21	19	40

旭日丘地区	男性	女性	計
65~69歳	10	4	14
70~74歳	7	4	11
75~79歳	5	2	7
80~84歳	3	5	8
85~89歳	1	3	4
90歳以上	2	1	3
計	28	19	47

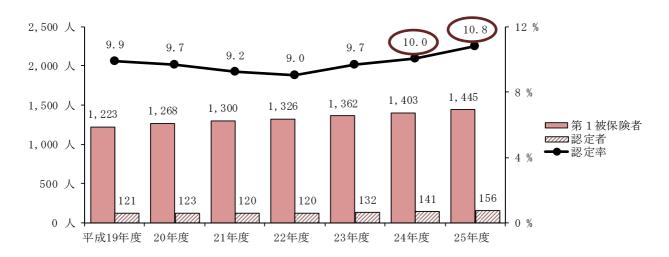
資料:「住民基本台帳」

平成 25 年 10 月1日現在の、ひとり暮らし高齢者の年齢内訳をみると、70 代の前半までは、男性が女性を上回っています。75 歳以上は女性の占める割合が高く、80 代はいずれも1:3 の比率です。

さらに地区別にひとり暮らし高齢者の状況をみると、最も高齢化率の高い長池地区で、ひとり暮らしはさらに3割近くを占めていますが、年齢区分としては、75 歳未満の前期高齢者で多く、40 人中 25 人になっています。人口の多い山中地区では、75 歳以上の後期高齢者でも、64 人がひとり暮らしと、過半数で多くなっています。

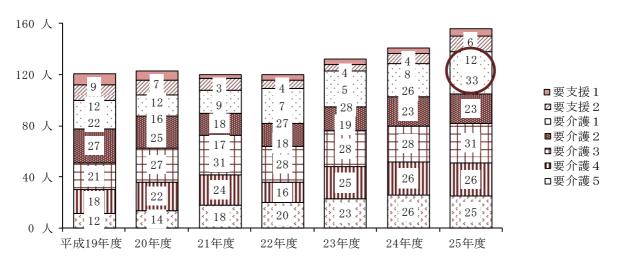
(5) 要介護認定者の状況

要介護認定者数・要介護認定率の推移



資料:「介護保険事業状況報告」(10月1日現在)

要介護度別 要介護認定者数の推移



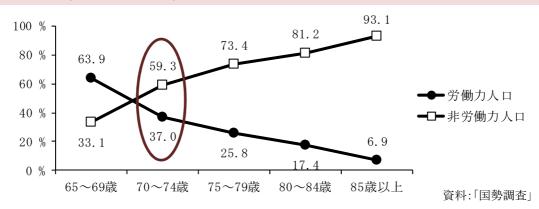
資料:「介護保険事業状況報告」(10月1日現在)

各年度 10 月1日時点の要介護認定者数は、平成 22 年度までほぼ横ばいですが、近年 10 人前後ずつ増加しています。このため、認定率も3年連続で上昇しており、平成 24 年度で1割に達し、平成 25 年度は 10.8%となっています。

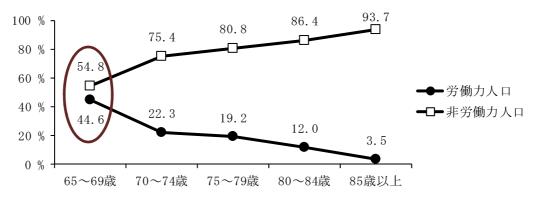
要介護認定者数の内訳をみると、平成 22 年度までは要介護2が減少傾向にありましたが、近年増加しています。また、平成 25 年度は要介護1が7人の増加、要支援2が4人の増加と、軽度の認定者数の増加が目立ちます。

(6) 高齢者の就業の状況

年齢別 高齢者の労働力人口・非労働力人口の割合(平成22年・男性)

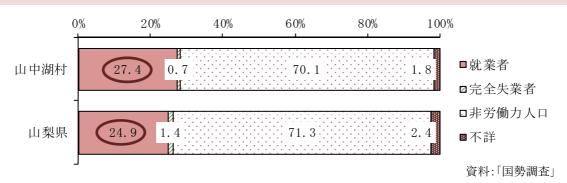


年齢別 高齢者の労働力人口・非労働力人口の割合(平成22年・女性)



資料:「国勢調査」

高齢者の就業に関する人口の割合(平成22年)



高齢者の労働力人口を性別・年齢別にみると、男性の 60 代後半は労働力人口が6 割を占めています。しかし、70 代前半には非労働力人口が労働力人口を上回っており、80 代前半では8割、85 歳以上で9割が非労働力人口となっています。一方女性は、60 代後半で半数近い労働力人口となっていますが、70 代の後半以上は2割を下回っています。

本村の就業率を山梨県と比較すると、27.4%で県を2.5ポイント上回っています。

(7) 高齢者の社会参加の状況

男女別 老人クラブ加入者数・クラブ数の推移

	平成23年度	24年度	25年度
合 計(人)	801	787	798
男性(人)	344	337	346
女性(人)	457	450	452
クラブ数(件)	4	4	4

資料:いきいき健康課

高齢者の社会参加として、老人クラブの状況をみると、クラブ数の変化はありません。加入者数は平成24年度で一旦減少していますが、平成25年度で11人増加し、798人となっています。男性は300人台、女性は400人台の推移です。

老人クラブ事業の概要(平成25年度)

事業名	内容等	時期	参加人数
長寿会スポーツ大会	スポーツ大会	6月	160人
敬老会	70歳以上の人を招待して、食事の提供、演芸等	9月	230人
ねんりんピック	各種目への参加 (グラウンドゴルフ、バウンドテニス、輪投げ)	9月	30人

資料:いきいき健康課

老人クラブでは、スポーツ大会、敬老会、ねんりんピックを行っており、上記のと おりの実績です。

2 アンケート調査結果にみる高齢者を取り巻く現状と課題

1. 調査の内容

I あなたのご家族や生活状況について

Ⅱ 運動・閉じこもりについて

Ⅲ 転倒について

Ⅳ 口腔・栄養について

Ⅴ 物忘れについて

VI 日常生活について

Ⅲ 社会参加について

™ 健康について

Ⅳ 災害時や緊急時の対応について

X 生活について

2. 調査の方法

調査対象: 高齢者一般調査 … 要支援・要介護認定者を除く 65 歳以上の男女 全員 1,341 人

要支援者調査 …… 要支援認定者の男女 18 人全員

調査方法: 郵送配布・郵送回収(お礼兼督促状 1回発送)

ただし、高齢者一般調査の対象者でひとり暮らしの方は、民生委員・役場職員に

よる訪問回収 / 要支援者は保健師による訪問回収

調査期間: 平成 26 年7月1日~8月 19日

3. 回収状況

種別	発送数	回収数	有効回収数	有効回収率
一般高齢者	1,341サンプル	917サンプル	917サンプル	68.4%
要支援者	18サンプル	7サンプル	7サンプル	41.2%

*有効回収数:回収票から全く回答がないもの(白票)や回答が少ないもの(無効票)を除いた数 要支援者調査は回収数が7サンプルと少ないため、結果は割愛します。

4. 注意事項

- ※回答は各質問の回答者数(N)を基数とした百分率(%)で示してあります。
- ※百分率は小数点以下第2位を四捨五入して算出した。このため、百分率の合計が 100%にならない ことがあります。
- ※1つの質問に2つ以上答えられる"複数回答可能"の場合は、回答比率の合計が100%を超える場合があります。
- ※スペースの関係上、一部設問、選択肢の文言を省略している箇所があります。

回答者の属性

	男性	女性	無回答	
性別	46.8%	51.9%	1.3%	

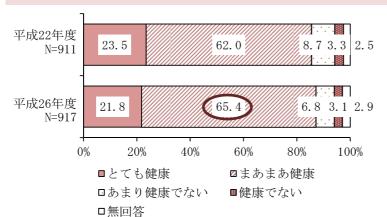
	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85歳以上	無回答
年齢	31.7%	25.8%	20.5%	11.9%	7.7%	2.3%

	ひとり暮らし	高齢者のみの世帯	家族などと同居	その他	無回答
家族構成	14.4%	32.7%	50.5%	1.9%	0.5%

	介護・介助は 必要ない	必要だが、 現在は受けていない	介護・介助を 受けている	無回答	
介護・介助の 必要性	88.3%	5.9%	3.4%	2.4%	

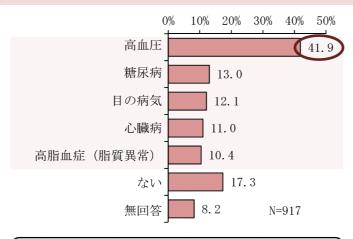
(1)健康について





『健康』(「とても健康」+「まあまあ健康」)が87.2%と大半を占めています。前回調査とは大きな差異はみられません。

現在治療中、または後遺症のある病気(上位5位+「ない」)



「高血圧」が 41.9%と最も多く、 次いで「糖尿病」が 13.0%、「目の病 気」が 12.1%などとなっています。『治 療中、または後遺症のある病気がある』 (全体から「ない」、「無回答」を除い た割合) は、74.5%となっています。

『治療中、または後遺症のある病気がある』 74.5%

通院状況

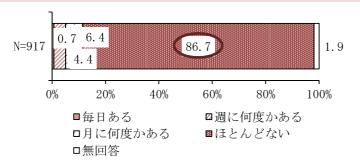


「はい(通院している)」が77.4%、「いいえ(通院していない)」が16.7%と、通院している人が多くなっています。

8割以上が自身を『健康』と評価している一方、7割以上が「通院している」と回答しています。また、治療中、後遺症のある病気としては「高血圧」が約4割で突出しています。今後も定期的な通院を継続しながら、『健康』を維持もしくはさらに向上できるような支援を検討していく必要があります。

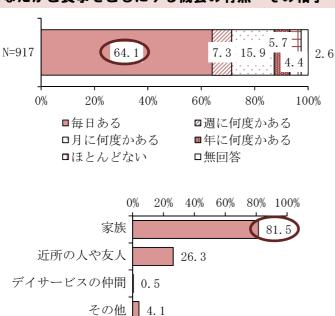
(2) 口腔・栄養について

食事を抜くことの有無



「ほとんどない」が 86.7%と最も 多く、次いで「月に何度かある」が 6.4%、「週に何度かある」が 4.4%な どとなっています。

どなたかと食事をともにする機会の有無・その相手



無回答

「毎日ある」が64.1%と最も多く、次いで「月に何度かある」が15.9%、「週に何度かある」が7.3%などとなっています。『ある』(「毎日ある」+「週に何度かある」+「月に何度かある」+「年に何度かある」)は、93.0%となっています。

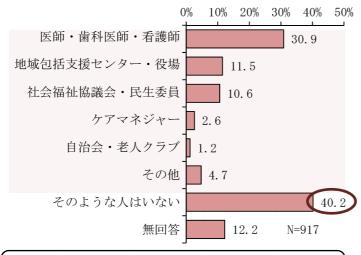
『ある』と回答した人のうち、「家族」 と食事をともにする人が81.5%と多 くなっています。

8割以上が食事を抜くことは「ほとんどない」、6割以上が「毎日誰かと食事をともにする機会がある」と回答しています。食事は、必要な栄養を摂取するための行動であると同時に、他者との交流の機会でもあります。健康のためにバランスのとれた食事に気を付けることや、食事を楽しむことの大切さを周知させ、より良い食生活としていく必要があります。

N = 853

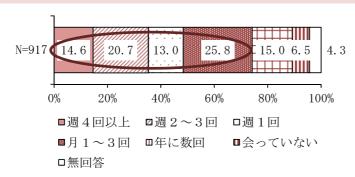
(3) 社会参加について

家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手



『家族や友人・知人以外に相談する相手がいる』 47.6% 「そのような人はいない」が40.2% と最も多くなっており、『家族や友人・知人以外に相談する相手がいる』(全体から「そのような人はいない」、「無回答」を除いた割合)は、47.6%となっています。相談相手は、「医師・歯科医師・看護師」が30.9%と最も多く、次いで「地域包括支援センター・役場」が11.5%、「社会福祉協議会・民生委員」が10.6%などとなっています。

友人・知人と会う頻度

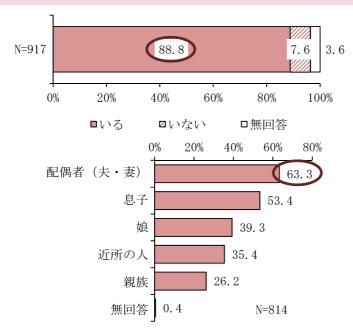


「月1~3回」が 25.8%と最も多く、「週2~3回」が 20.7%、「年に数回」が 15.0%などとなっています。 『週1回以上』(「週4回以上」+「週2~3回」+「週1回」)は 48.3%、 『月1回以上』(「週4回以上」+「週2~3回」+「週1回」+「月1~3回」)は 74.1%となっています。

『家族や友人・知人以外に相談する相手がいる』は、半数を下回っています。専門知識を要する相談の場合は、家族や友人・知人で解決できるとは限らないため、必要な時には専門の機関や相談窓口に相談することも大切です。また、友人・知人に『週1回以上』会っている人は4割強、『月1回以上』会っている人は7割以上となっていますが、友人・知人との交流は引きこもり防止や生きがいのある生活へとつながるため、これからも積極的な交流がもてるような支援が必要です。

(4)災害時や緊急時の対応について

災害時や緊急時に手助けを頼める人の有無・その相手(上位5位)



「いる」が 88.8%と大半を占めて います。

「いる」と回答した人のうち、「配偶者(夫・妻)」が63.3%と多くなっています。

緊急時(災害時を含む)の避難場所の確認状況

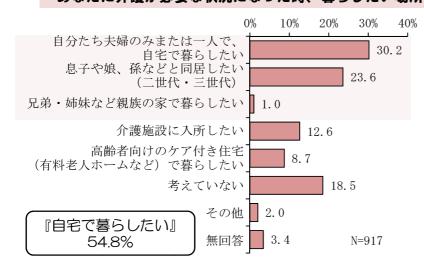


「確認してある」が 50.7%と最も 多く、次いで「避難場所は知っているが、確認していない」が 22.6%、「避難場所がどこか知らない」が 19.7% となっています。『避難場所を知っている』(「確認してある」+「避難場所は知っているが、確認していない」)は、73.3%となっています。

8割強が災害時や緊急時に手助けを頼める人が「いる」と回答している一方、1割弱は手助けを頼める人が「いない」と回答しており、すべての高齢者のためにいざという時の支援体制の構築が必要だと思われます。また、『避難場所を知っている』は7割程度であることから、全員が避難場所を認知できるような継続的な広報も必要です。

(5) 生活について

あなたに介護が必要な状況になった時、暮らしたい場所



「自分たち夫婦のみまたは一人で、自宅で暮らしたい」が 30.2%と最も多く、次いで「息子や娘、孫などと同居したい(二世代・三世代)」が23.6%、「考えていない」が 18.5%などとなっています。『自宅で暮らしたい』(「自分たち夫婦のみまたは一人で、自宅で暮らしたい」+「息子や娘、孫などと同居したい(二世代・三世代)」+「兄弟姉妹など親族の家で暮らしたい」)は、54.8%となっています。

住み慣れた山中湖村で暮らすために必要と思うサービス



「医師や看護師の訪問診療の充実」が 46.7%と最も多く、次いで「雪かき支援」が 35.8%、「地域での見守りや声かけ」が 23.4%などとなっています。

介護が必要な状況になった時、半数以上が『自宅で暮らしたい』と回答し、必要と思うサービスとして、半数近くが「医師や看護師の訪問診療の充実」と回答しており、在宅で受けられる医療へのニーズが今後も高まってくると思われます。

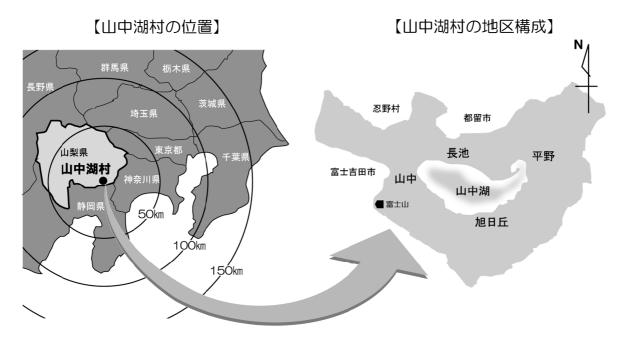
3 日常生活圏域の設定

(1) 山中湖村の概況

山中湖村は南都留郡に属しており、山梨県の東南端として、東は神奈川県に、南は静岡県に接しています。山中湖村から50km圏内には山梨県の中央部、東京都西部、神奈川県西部、埼玉県の南西部が含まれ、東京の都心から100km圏内に位置しています。村の総面積は52.81km²あり、周囲13.5kmの山中湖を中心に、山中・平野・長池・旭日丘の4地区で構成されています。

村の大半は、標高 1,000m 前後のなだらかな起伏の高原地帯で、西には富士山が間近にそびえ、豊かな自然に恵まれています。 真夏でも最高気温が 30 度を超えることはまれで、夏の平均気温は 20 度前後と過ごしやすく、早くから避暑地として開けました。

そのため、産業の中心は観光業で、別荘約 3,800 軒、学校や会社・官公庁の寮は 1,000 軒以上、ホテルや旅館・民宿・ペンションは大小あわせて 250 軒以上もあります。観光客は春から秋にかけて、特に夏休みに集中し、年間 400 万人にも及びます。



(2) 日常生活圏域の設定

平成 18 年度の介護保険法の改正において、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加等を踏まえ、一人ひとりが可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、介護保険事業計画の中で、市町村は地域の実情に応じた日常生活圏域を設定し、この圏域単位で地域密着型サービスの量などを定めるとされています。(介護保険法第 117 条 2項第1号)

本村では、今後も高齢者の増加が見込まれますが、村民の生活圏域は、地形的・面積的にも1地域であること、また、約5,900人の人口規模を考慮して、村全体を1つの日常生活圏域と設定します。

4 将来推計

(1) 高齢者人口の推計

団塊世代の人々が後期高齢者となる平成37年度までの本村の人口を、平成21年度から平成25年度の性別・各年齢層別の人口変化率をベースに、近年の急激な高齢者の増加を勘案し推計すると、下表のとおりになります。

総人口については、平成 29 年までは 5,900 人程度で推移し、その後減少に転じると見込んでおり、平成 37 年度では 5,478 人と、平成 26 年度よりも 428 人減少すると推測しています。

年齢層別に推計値をみると、40歳未満人口及び第2号被保険者の40歳~64歳人口は減少傾向となっていますが、65歳~74歳の前期高齢者は、平成32年度まで増加したのち、平成37年度には減少していく見込みです。一方、75歳以上の後期高齢者は年々増加し続け、団塊世代の全員が後期高齢者となる平成37年度では1,053人になると見込んでいます。

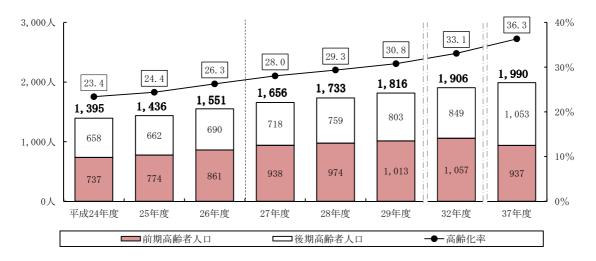
また、第6期計画期間の最終年度である平成 29 年度では、総人口が 5,902 人、 うち 65 歳以上の高齢者は 1,816 人、高齢化率は 30.8%まで上昇すると見込んでいます。

【人口推計】

単位:人

	第5期	朗 実績値【i	前期】	第6	第6期 計画値【今期】		将来	
	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	37年度
総人口(A)	5,964	5,888	5,906	5,905	5,905	5,902	5,764	5,478
高齢化率(B)/(A)	23.4%	24.4%	26.3%	28.0%	29.3%	<i>30.8%</i>	33.1%	36.3%
高齢者人口(B)	1,395	1,436	1,551	1,656	1,733	1,816	1,906	1,990
後期高齢者 (75歳以上)	658	662	690	718	759	803	849	1,053
前期高齢者 (65~74歳)	737	774	861	938	974	1,013	1,057	937
40~64歳人口	2,285	2,257	2,211	2,171	2,159	2,131	2,026	1,893
40歳未満人口	2,284	2,195	2,144	2,078	2,013	1,955	1,832	1,595

*平成24~25年度は、10月1日現在の住民基本台帳(外国人含む) 平成26年度以降は、平成21~25年度の性別・各歳別の平均変化率をベースに、近年の高齢者の増加を勘案して推計



(2) 要支援・要介護認定者の推計

平成 25 年度の性別・年齢層別・介護度別の認定率の変化率に基づいて、平成 37 年度までの要支援・要介護認定者数を推計すると、下表のとおりになります。

第6期計画期間の要支援・要介護認定者及び認定率は、年々増加し続け、最終年度の平成29年度では、要支援・要介護認定者が225人、認定率は12.4%に達すると見込んでおり、特に、要支援者においては今後3か年で68人増加すると推測しています。

また、平成37年度においては要支援・要介護認定者は279人、認定率は14.0%まで増加すると見込んでいます。

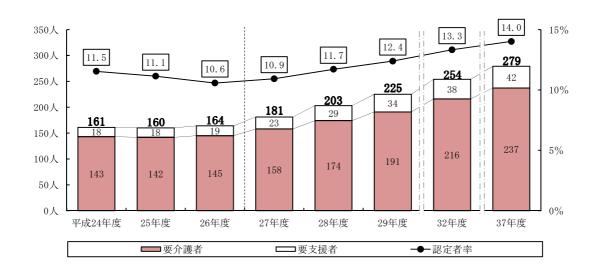
【要支援・要介護認定者数の推計】

単位:人

		第5期	明 実績値【雨	前期】	第6	朔 計画値【今	朔】	将:	来
		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	37年度
	介護(要支援) 認定者数(B)	161	160	164	181	203	225	254	279
	要支援1	7	8	8	10	13	15	17	19
	要支援2	11	10	11	13	16	19	21	23
	要介護1	32	33	34	39	44	50	59	65
	要介護2	25	26	27	29	32	37	41	43
	要介護3	32	32	32	34	36	37	39	44
	要介護4	26	27	27	30	34	38	44	50
	要介護5	28	24	25	26	28	29	33	35
青	高齢者人口(A)	1,395	1,436	1,551	1,656	1,733	1,816	1,906	1,990
	認定率 (B)/(A)	11.5%	11.1%	10.6%	10.9%	11.7%	12.4%	13.3%	14.0%

^{*}平成24年度・平成25年度の数値は、国保連合会から提供される各月末の介護度別認定者数を年間で累計し、 12ヶ月で割り戻して算出したひと月あたりの平均値

平成26年度以降の数値は、平成25年度の性別・年齢層別・介護度別の認定率を用いて算出した推計値



(3)施設・居住系サービス利用者の推計

アンケート調査結果では、自宅での介護志向がうかがえますが、介護施設で専門的なサービスを必要とする人もいるため、必要に応じた施設・居住系サービスの整備は欠かせません。

第6期計画期間の施設・居住系サービスの利用者は微増傾向にあるものの、ほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。平成 29 年度には、施設・居住系サービスの利用者は 50 人、要支援・要介護認定者全体に対する割合は 22.2%になると見込んでいます。

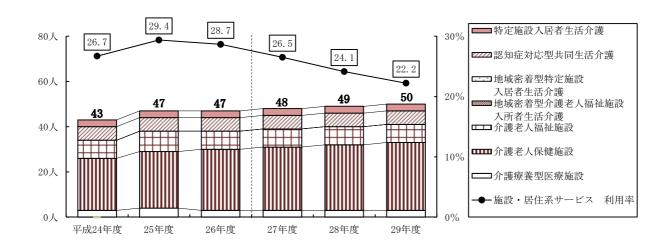
【施設・居住系サービス利用者の推計】

単位:人/月

		第5期	月実績値【雨	前期】	第6	期 計画値【今	溯】
		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	施設・居住系サービス 利用者数(月あたり) (B)	43	47	47	48	49	50
居住	特定施設入居者生活介護	3	3	3	3	3	3
	認知症対応型共同生活介護	6	6	6	6	6	6
地域 密着	地域密着型特定施設 入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	0	0	0	0	0	0
	介護老人福祉施設	8	9	8	8	8	8
施設	介護老人保健施設	23	25	27	28	29	30
	介護療養型医療施設	3	4	3	3	3	3
	認定者数 (A)	161	160	164	181	203	225
. 77	施設・居住系サービス 利用率 (B)/(A)	26.7%	29.4%	28.7%	26.5%	24.1%	22.2%

^{*}平成24~25年度は、介護保険事業状況報告の各サービス年間受給者数を、

12ヶ月で割り戻して算出したひと月あたりの平均値、平成26年度は9月利用の実績値までによる推計



(4) 居宅サービス対象者の推計

認定者数から施設・居住系サービスの利用者を除いた在宅サービスの対象者の推計は、下表のとおりとなります。

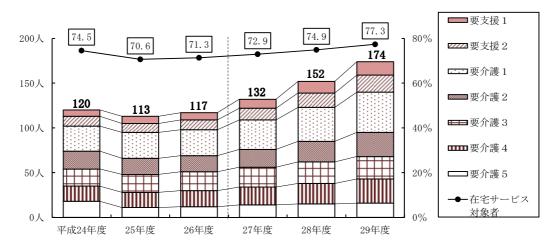
第6期計画では、施設・居住系サービスの利用者の大幅な増加を見込んでいないため、増加した認定者のほとんどが在宅サービス対象者となります。そのため、在宅サービスの対象者は、この3か年間で57人増加すると見込んでいます。介護保険法の改正により、介護者人福祉施設への新規入所者は、原則要介護3以上となるため、要介護1~要介護2においては在宅サービス利用者の増加の幅が要介護3以上よりも大きくなる見込みです。

【居宅サービス対象者の推計】

単位:人/月

		第5其	月実績値【前	前期】	第6	期 計画値【今	・期】
		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用	居宅サービス 者数(月あたり) (B)	120	113	117	132	152	174
要支援	要支援1	7	8	8	10	13	15
援	要支援2	11	10	11	13	16	19
	要介護1	28	29	29	33	38	45
亜	要介護2	20	18	18	20	23	27
要 介 護	要介護3	19	20	21	22	24	25
岐	要介護4	17	17	18	20	23	27
	要介護5	18	11	12	14	15	16
	認定者数 (A)	161	160	164	181	203	225
在!	宅サービス対象者率 (B)/(A)	74.5%	70.6%	71.3%	72.9%	74.9%	77.3%

*各年度の月あたり認定者数から、施設・居住系サービス受給者を差し引いています。



第3章 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

地域で目指す 高齢者が安心して生活できる環境 健やかでうるおいのある生活が続けられる村

今回、介護保険法の一部改正が行われましたが、その改正の大きなポイントである、 たとえ介護が必要となってもできるだけ住み慣れた地域で暮らし続けることができる よう支援する地域包括ケアシステムの構築や介護予防の必要性などの考え方を十分に 反映されているため、第6期計画においても、この基本理念を継承することとします。

2 基本目標

計画の基本理念を達成するため、本村の現状と課題を踏まえ、以下の6つの基本方針に基づいて、計画を推進していきます。

基本目標1 生きがいのある生活を創造します。

高齢者の多くは、介護サービスを必要とせず、豊かな経験と知識を持ち、健康に 暮らしています。明るく活力ある高齢社会を実現するためには、高齢者が自ら積極 的に社会活動に参加することが求められています。

また、高齢者の持つ知識や経験は、村の財産であり、伝統を受け継いで魅力ある 土地を守っていくためにも、高齢者の社会参加は望まれています。そのため、趣味 やボランティア活動、地域活動等の社会活動への参加の機会を増やすとともに、地 域活動に関する情報提供、その他の支援を行うことが必要です。子どもや若者など と世代間交流を図ることを進め、生きがいのある生活づくりを目指します。

基本目標2 介護予防に力を入れ、健康づくりを推進します。

今回の制度改正では、団塊世代の人々が後期高齢者となる平成37年(2025年)を見据えて、様々な対応策を掲げており、特に効果的な介護予防事業を推進することが必要不可欠な取り組みといえます。高齢者が生きがいのある健康的な生活を営み、できる限り介護を必要としない状態を継続できるようにするためには、国が提唱している新しい介護予防・日常生活支援総合事業への取り組みを進める必要があります。

また、元気な高齢者を増やしていくために、運動・栄養・休養のバランスのとれた生活を支援し、地域に根ざした健康づくりを村民と行政のパートナーシップで着実に進め、生活習慣病の予防を推進していきます。

基本目標3 高齢者の尊厳を守ります。

高齢者においても、一人ひとりが個人として尊重され、自己の決定のもとに、いきいきと生活できる環境であることが大切です。認知症は誰でもかかりうる病気のため、今後、ますます高齢化が進むことで、認知症の方もかなり増加していくと見込まれています。認知症を伴う介護が必要な状態であっても、可能な限り自己選択・自己決定権を尊重した介護サービスの提供ができるよう、介護者やサービス提供事業者と連携を図りながら、状況に応じて対応していきます。

また、高齢者に対する虐待防止の観点から、高齢者虐待の早期発見・早期対応に 努めるため、地域のネットワークをさらに強化します。

基本目標4 サービスの基盤整備に努めます。

均衡のとれた高齢者福祉サービス・介護保険サービスの提供ができるように基盤整備を行い、利用者のニーズや村の特徴を配慮した適切なサービス提供を図ります。特に、在宅サービスは高齢者が慣れ親しんだ家庭での生活を続けていくために、重点的に整備を進めることが求められています。また、迅速に効果的・効率的なサービス展開を図るため、各サービス提供機関が密に連携しあえる地域包括支援センターを中心にネットワークの強化を進めます。

基本目標5 サービスの質の向上に努めます。

今後の介護サービスは、量の確保はもとより、質の向上を図ることが求められています。特に、保健・医療・福祉それぞれの分野における人材の養成が重要となっています。また、単なる介護面の支援だけでなく、介護予防や生活支援の観点から、多様なサービスの組み合わせによるサービス提供の支援にも努めます。

基本方針6 地域に根ざした計画推進を図ります。

きめ細かな温かみのあるサービス提供の実現に向けて、地域住民の相互援助による高齢者福祉を推進するため、村民の参加を積極的に支援します。また、介護サービスの質的な向上を図るためにも、多様な事業主体に参画を促し、様々なサービスから高齢者一人ひとりに合ったサービスが選択できるように努めます。

3 施策の体系

第1章 高齢者福祉サービスの充実

1 ひとり暮らし高齢者等支援サービス

①軽度生活援助事業 (ホームヘルパーの派遣等)

③ふれあいペンダント (緊急通報システム)

②配食サービス

2 在宅生活支援・家族介護支援サービス

①介護用品(紙おむつサービス)の支給事業

③寝具類洗濯乾燥サービス

②訪問理美容サービス

④外出支援サービス

第2章 介護保険サービスの充実

1 介護保険事業(介護給付・予防給付)

(1) 居宅サービス

①訪問介護 · 介護予防訪問介護

②訪問入浴介護 · 介護予防訪問入浴介護

- ③訪問看護 · 介護予防訪問看護
- ④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
- ⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 ⑥通所介護・介護予防通所介護
- (7)通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
- ⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
- ⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
- ⑩特定施設入居者生活介護·介護予防特定施設入居者生活介護
- ⑪福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
- ②特定福祉用具販売·特定介護予防福祉用具販売
- ④居宅介護支援・介護予防支援

③住宅改修 (2) 施設サービス

①介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

②介護老人保健施設(老人保健施設)

③介護療養型医療施設

(3)地域密着型サービス

①定期巡回 · 随時対応型訪問介護看護

②夜間対応型訪問介護

- ③認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護
- ④小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
- ⑤看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)
- ⑥認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
- ⑦地域密着型特定施設入居者生活介護

⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(4) 市町村特別給付等

2 地域支援事業

(1) 介護予防事業

一次予防事業の充実

- ①介護予防普及啓発事業
- ③一次予防事業施策評価事業

- ②地域介護予防活動支援事業
- ④新しい介護予防・日常生活支援総合事業への移行

(2)包括的支援事業

- ①介護予防マネジメント事業
- ③包括的・継続的マネジメント支援事業
- ⑤認知症施策の推進
- ⑦地域ケア会議
- (3) 任意事業
 - ①家族介護支援事業

- ②総合相談·支援事業
- ④在宅医療・介護連携の推進
- ⑥生活支援サービスの体制整備

3 介護保険事業費の見込み

第3章 高齢者の生きがいづくり

1 高齢者の健康づくりの推進

①生活習慣病予防の推進

②健康相談の充実

2 高齢者の雇用・就労対策の推進

①シルバー人材センターへの支援

②高齢者雇用の促進

3 生きがいづくりと社会参加の促進

①老人クラブへの支援

②生涯学習及び世代間交流の充実

③スポーツ・レクリエーション活動の推進

④地域活動・社会活動への参加の促進

第4章 高齢者支援のまちづくり

1 高齢者が住みやすい村づくりの推進

①ユニバーサルデザインの推進

②生活道路におけるバリアフリー化の促進

2 安心して暮らせる地域づくりの推進

①災害時支援体制の整備

②交通安全対策の充実

3 地域福祉の促進

①地域福祉意識の高揚

③防犯体制の充実

②ボランティア活動への支援

第5章 計画の推進にむけて

1 情報提供体制の充実

①広報による啓発

②民生委員・児童委員等による広報・啓発

③インターネット等の多様な媒体の利用

④関係機関との連携強化

2 相談援助体制の充実

①相談援助体制の充実

②相談窓口の充実

③苦情処理窓口の周知

④関係機関との連携強化

3 地域におけるネットワークの構築

①関係機関・団体との連携強化

②総合的な情報ネットワークの構築

第2編 各 論

第1章 高齢者福祉サービスの充実

1 ひとり暮らし高齢者等支援サービス

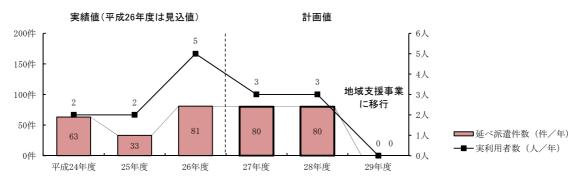
近年では、高齢化や核家族化の影響により、ひとり暮らしや夫婦のみの世帯の高齢者が増加しています。このような高齢者は、介護の必要性にかかわらず、日常生活や緊急において周囲の支援を必要としているケースが多く、要介護認定を受けていない人でも必要に応じて利用できる高齢者福祉サービスの充実が求められています。本村では、日常的な安否確認から緊急時の通報システムまで、高齢者のニーズに応じてサービスが提供できるよう努めていきます。

①軽度生活援助事業(ホームヘルパーの派遣等)

介護保険で自立と判定されたひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯を対象に、日常生活の援助 が必要な方を対象に、ホームヘルパー等の派遣を行い、生活の援助を行っています。(有料)

- 軽易な日常生活上の援助を行うことで、在宅での自立した生活の継続を可能にし、要介 護状態への進行の予防に努めます。
- 相談者のみならず、幅広くサービスの趣旨や利用方法等の周知に努め、利用の啓発を行 うとともに、潜在的ニーズの把握に努めます。
- 大幅に増加しているサービス量に対応するため、サービス提供体制の充実を図ります。
- 今後は地域支援事業に移行する予定です。

				第5期 実績値			第6期 計画値		
		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
軽度生活援助事業	延べ派遣件数 (件/年)	63	33	81	80	80	0		
(ホームヘルパーの派遣等)	実利用者数 (人/年)	2	2	5	3	3	0		

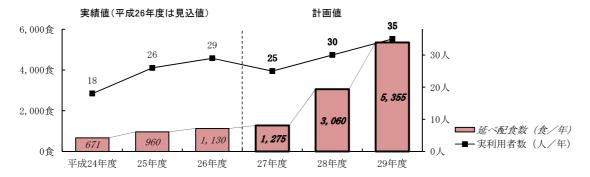


②配食サービス【社会福祉協議会委託・民間事業所委託】

概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯を対象に、食事づくりが困難な方を対象に、週に1度、昼食を届けています(有料)。食事づくりは食生活改善推進員が行い、作った弁当を民生委員や配食ボランティア及び社会福祉協議会の職員が届け、安否確認も同時に行っています。今後は、民間事業所の宅配サービス等を利用しながら、平成28年度は週2回、平成29年度は週3回を計画しています。

- 対象者及び対象者の意向を把握し、適正なサービスの提供を図ります。
- 高齢者向きの食事メニューを提供し、栄養のバランス、調理方法を学ぶ機会となるよう工夫を凝らし、利用者の健康保持増進を図ります。

	第5期 実績値			第6期 計画値			
		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	延べ配食数 (食/年)	671	960	1, 130	1, 275	3, 060	5, 355
配食サービス	配食回数 (回/年)	51	48	51	51	102	153
	実利用者数 (人/年)	18	26	29	25	30	35

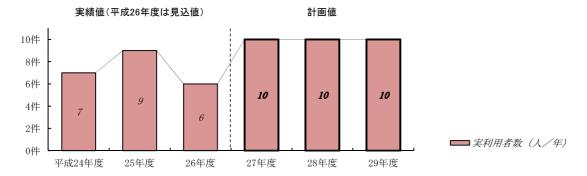


③ふれあいペンダント (緊急通報システム)

概ね65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者、ひとり暮らしの重度身体障害者等を対象に、 急病や災害等の緊急時に簡単な操作により、安全センター等に通報する機器の設置を無料で行っています。

- 広報等でのPRや保健師や社会福祉協議会職員との関わりを通じて、サービスの周知を 図ります。
- 民生委員等と連携を強化して、地域の日頃からの支援体制を構築してきます。
- 通報の際の迅速な支援体制を整備します。

		第5期 実績値				第6期 計画値	
	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
ふれあいペンダント (緊急通報システム)	実利用者数 (人/年)	7	9	6	10	10	10



2 在宅生活支援・家族介護支援サービス

高齢化が進むことで寝たきりの高齢者や障害をもつ高齢者も増加傾向にあることから、そのような方々の在宅における生活を支援するためのサービス、または、家族介護者の負担を軽減するためのサービスの必要性が高まっています。本村では、これらサービスを社会福祉協議会に委託し、介護用品の支給や訪問理美容、寝具類の洗濯乾燥、外出支援などを行っています。今後もサービスの周知を進め、高齢者本人や家族介護者の負担軽減を図っていきます。

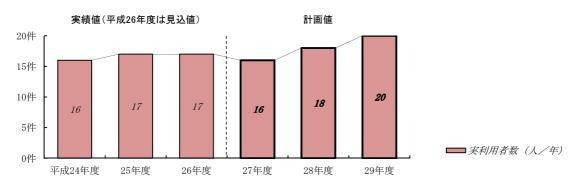
①介護用品(紙おむつサービス)の支給事業【社会福祉協議会委託】

排泄自立が困難な寝たきりの高齢者、重度身体障害者(就学時に排泄自立が困難な学童を含む)の方を対象に、申請制度による紙おむつを支給しています。(有料)

≪施策の方向≫

介護者の負担軽減のため、利用者のニーズを把握しながら、継続実施していきます。

		第5期 実績値				第6期 計画値	
		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
介護用品(紙おむつサービス) の支給事業	実利用者数 (人/年)	16	17	17	16	18	20



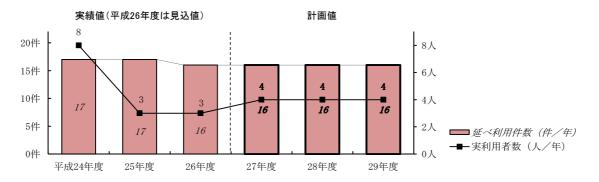
②訪問理美容サービス【社会福祉協議会委託】

65歳以上の寝たきりの高齢者及び心身の障害により、理容店・美容院に出向くことが困難な方を対象に、理美容チームが訪問して、理美容サービスを行っています。(有料)

≪施策の方向≫

• サービスの周知を継続的に行うとともに、ケアマネジャー等を通じて、潜在的な対象者 の把握に努めます。

		第5期 実績値			第6期 計画値		
		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
訪問理美容サービス	延べ利用件数 (件/年)	17	17	16	16	16	16
	実利用者数 (人/年)	8	3	3	4	4	4



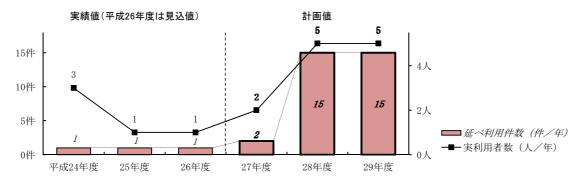
③寝具類洗濯乾燥サービス【社会福祉協議会委託】

概ね65歳以上の寝たきり、または重度身体障害者を対象に、寝具の洗濯、乾燥を行っています。(有料)

≪施策の方向≫

• サービスの周知を継続的に行うとともに、ケアマネジャー等を通じて、潜在的な対象者 の把握や対象者の見直しに努めます。

		第5期 実績値			第6期 計画値		
		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
寝具類洗濯乾燥サービス	延べ利用件数 (件/年)	1	1	1	2	15	15
	実利用者数 (人/年)	3	1	1	2	5	5

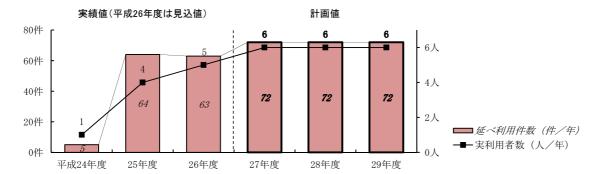


4 外出支援サービス【社会福祉協議会委託】

様々な事情により、家庭内で移送することが困難な高齢者や重度の障害者の方を対象に、医療機関や福祉施設への送迎を実施しています。

- サービスの趣旨や利用方法等の周知に努め、今後も適正な利用の啓発を行います。
- 送迎車を運転する人材の確保に努めます。
- タクシーを含めた一般交通機関の利用が困難な人を対象としているため、対象者の基準 が厳しくなっていることから、元気な高齢者を対象としたサービスを検討します。

		第5期 実績値			第6期 計画値		
		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
外出支援サービス	延べ利用件数 (件/年)	5	64	63	72	72	72
	実利用者数 (人/年)	1	4	5	6	6	6



第2章 介護保険サービスの充実

介護保険制度は、市町村等が保険者となって、40歳以上の人が納める保険料と税金で運営され、介護や支援が必要と認定されたときには、費用の1割(ある程度の所得がある方は平成27年度から2割)をサービス事業者に支払って、サービスを利用する平成12年4月に開始された社会保障制度です。

介護保険サービスは、要介護者に対するサービス【 介護給付 】と、要支援者に対するサービス【 予防給付 】に分かれて提供されています。

また、高齢者が要介護状態等になっても、できる限り住み慣れた地域で生活が継続できるように 【地域密着型サービス】 が平成 18 年度に類型化され、このサービスについては、山中湖村がサービス事業者の指定、指導・監督権限を持っています。

【介護保険サービスの概要】

【介護保険サービスの概要】						
	<u>山 梨</u> 指定・監督を	<u>山 中 湖 村</u> が 指定・監督を行うサービス				
【介護給付サービス】	★居宅サービス <訪問サービス> ○訪問介護(ホームヘルプサービス) ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 ○特定施設入居者生活介護 ○特定福祉用具販売	<通所サービス> ○通所介護(デイサービス)※1 ○通所リハビリテーション 〈短期入所サービス> ○短期入所生活介護(ショートステイ) ○短期入所療養介護 ○福祉用具貸与 ○住宅改修(介護給付分)	【地域密着型サービス】 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護			
	★居宅介護支援	★施設サービス 〇介護老人福祉施設 〇介護老人保健施設 〇介護療養型医療施設	〇看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)			
【予防給付サービス】	★介護予防サービス <訪問サービス> ○介護予防訪問介護 ※2 (ホームヘルプサービス) ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○特定介護予防福祉用具販売	<通所サービス> 〇介護予防通所介護(デイサービス) ※3 〇介護予防通所リハビリテーション <短期入所サービス> 〇介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ) 〇介護予防短期入所療養介護 〇介護予防福祉用具貸与 〇住宅改修(予防給付分)	【地域密着型介護予防サービス】 ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)			

- ※1 平成28年度から利用定員18人以下の事業所は地域密着型サービスに移行
- ※2 平成29年度から地域支援事業に移行
- ※3 平成29年度から地域支援事業に移行

1 介護保険事業(介護給付・予防給付)

介護を必要とする高齢者やその家族介護者にとって、介護保険事業は日々の生活をより充実したものとするために欠かせないものとなります。在宅介護志向が強いことをふまえた居宅サービスの充実はもちろん、必要に応じて施設サービスや地域密着型サービスも利用できるよう、サービスの提供体制の整備・充実に努めていきます。

また、介護保険事業利用の必要性がある人が、必要な事業を利用できるよう、サービス内容やサービスの利用方法等の周知も必要となります。

第5期計画における実績値と第6期計画における計画値

第5期計画の実績値は、介護保険事業状況報告の利用実績(平成 26 年度については見込値)を記載しています。また、第6期計画の計画値については、平成 24 年度、平成 25 年度、平成 26 年度(年度中途分)の各年度の給付実績に基づいて推計された数値をベースに見込んでいます。

(1) 居宅サービス

①訪問介護・介護予防訪問介護

訪問介護員(ホームヘルパー)が在宅を訪問して、入浴、排泄等の身体介護や食事等の家事援助等、日常生活上の介護や援助を行うものです。

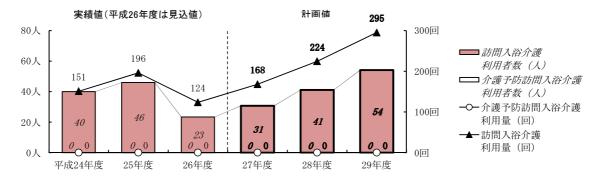
			第5期 実績値		第6期 計画値		
	_		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
訪問介護	利用量(回/年)	3, 038	4, 212	3, 299	3, 979	4, 955	5, 180
初问月铵	利用者数(人/年)	150	186	129	148	174	168
介護予防訪問介護	利用者数(人/年)	47	45	59	74	91	0
合 計	利用量(回/年)	3, 038	4, 212	3, 299	3, 979	4, 955	5, 180
	利用者数(人/年)	197	231	188	222	265	168



②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

入浴設備を備えた車(入浴車)で、看護職員、介護職員が寝たきりの高齢者等の家庭を訪問 して、入浴の介助を行います。

			第5期 実績値			第6期 計画値	
		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
訪問入浴介護	利用量(回/年)	151	196	124	168	224	295
初向八冶月設	利用者数(人/年)	40	46	23	31	41	54
介護予防訪問入浴介護	利用量(回/年)	0	0	0	0	0	0
月 接	利用者数(人/年)	0	0	0	0	0	0
合 計	利用量(回/年)	151	196	124	168	224	295
п й	利用者数(人/年)	40	46	23	31	41	54



③訪問看護・介護予防訪問看護

通院困難な利用者に対して、訪問看護ステーション等の看護師、理学療法士、作業療法士等が家庭を訪問し、主治医と連絡を取りながら、療養上の看護を行います。

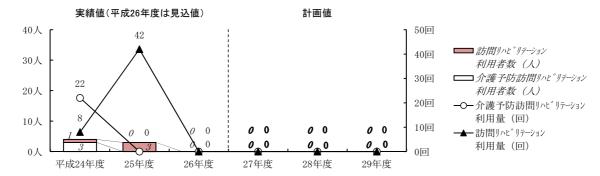
			第5期 実績値			第6期 計画値	
		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
訪問看護	利用量(回/年)	909	1, 103	1, 110	1, 512	2, 071	2, 756
初问有改	利用者数(人/年)	130	145	122	152	193	238
介護予防訪問看護	利用量(回/年)	53	20	0	0	0	0
月段 7 例	利用者数(人/年)	6	3	0	0	0	0
合 計	利用量(回/年)	962	1, 123	1, 110	1, 512	2, 071	2, 756
D 51	利用者数(人/年)	136	148	122	152	193	238



④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が在宅を訪問して、心身の機能の回復を図り、日常生活の自立を 助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うものです。

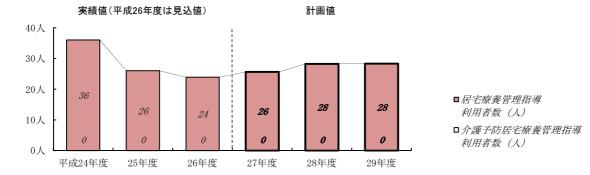
			第5期 実績値		第6期 計画値		
		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
訪問リハピリテーション	利用量(回/年)	8	42	0	0	0	0
別向かたが一つ	利用者数(人/年)	1	3	0	0	0	0
介護予防訪問リハピリテーション	利用量(回/年)	22	0	0	0	0	0
月 暖 ア防部向がた ソバーノョン	利用者数(人/年)	3	0	0	0	0	0
合 計	利用量(回/年)	30	42	0	0	0	0
	利用者数(人/年)	4	3	0	0	0	0



5居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が定期的に居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

			第5期 実績値			第6期 計画値		
		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
居宅療養管理指導	利用者数(人/年)	36	26	24	26	28	28	
介護予防居宅療養管理指導	利用者数(人/年)	0	0	0	0	0	0	
合 計	利用者数(人/年)	36	26	24	26	28	28	

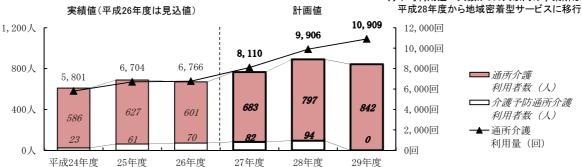


⑥通所介護・介護予防通所介護

介護施設等に通い、入浴、食事の提供等の日常生活上の介護を行うものです。

			第5期 実績値			第6期 計画値		
		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
通所介護	利用量(回/年)	5, 801	6, 704	6, 766	8, 110	9, 906	10, 909	
週 別介護	利用者数(人/年)	586	627	601	683	797	842	
介護予防通所介護	利用者数(人/年)	23	61	70	82	94	0	
合 計	利用量(回/年)	5, 801	6, 704	6, 766	8, 110	9, 906	10, 909	
i at	利用者数(人/年)	609	688	671	766	891	842	

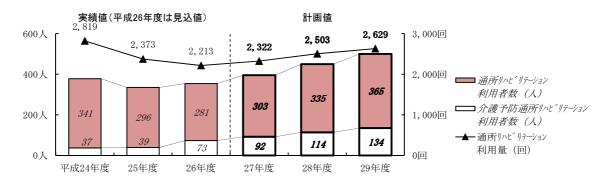
*介護予防通所介護は、平成29年度に地域支援事業に移行 *月平均利用延べ人数が300人以内の事業所は



⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院等医療施設に通い、当該施設において心身機能の維持・回復や日常 生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うもので す。

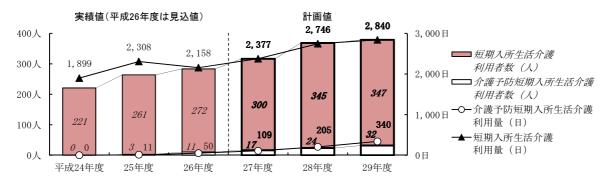
			第5期 実績値			第6期 計画値	
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
通所リハビリテーション	利用量(回/年)	2, 819	2, 373	2, 213	2, 322	2, 503	2, 629
通りがたりナーション	利用者数(人/年)	341	296	281	303	335	365
介護予防通所リハビリテーション	利用者数(人/年)	37	39	73	92	114	134
合 計	利用量(回/年)	2, 819	2, 373	2, 213	2, 322	2, 503	2, 629
	利用者数(人/年)	378	335	354	395	449	499



8短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等老人福祉法に規定する短期入所施設に短期間入所し、当該施設において入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の介護、機能訓練を行うものです。

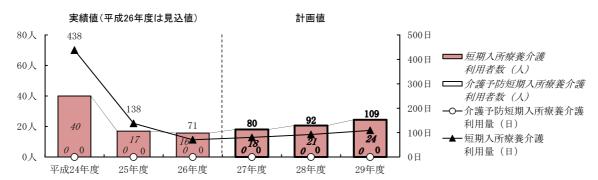
			第5期 実績値			第6期 計画値	
		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
短期入所生活介護	利用量(日/年)	1, 899	2, 308	2, 158	2, 377	2, 746	2, 840
应朔八 <u>州</u> 王冶月	利用者数(人/年)	221	261	272	300	345	347
介護予防短期入所生活介護	利用量(日/年)	0	11	50	109	205	340
月最予例应粉入所主治月 最	利用者数(人/年)	0	3	11	17	24	32
合 計	利用量(日/年)	1, 899	2, 319	2, 208	2, 486	2, 951	3, 180
D BI	利用者数(人/年)	221	264	283	317	369	379



9短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設(老健)、介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護や医学的管理下における介護、機能訓練その他の必要な医療及び日常生活上の介護を行うものです。

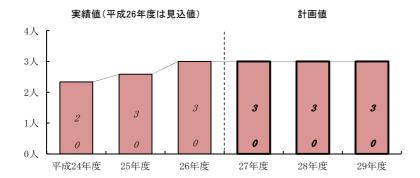
			第5期 実績値			第6期計画值		
		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
短期入所療養介護	利用量(日/年)	438	138	71	80	92	109	
应别人所 惊 食介護	利用者数(人/年)	40	17	16	18	21	24	
介護予防短期入所療養介護	利用量(日/年)	0	0	0	0	0	0	
介護予防短期入所療養介護	利用者数(人/年)	0	0	0	0	0	0	
合 計	利用量(日/年)	438	138	71	80	92	109	
	利用者数(人/年)	40	17	16	18	21	24	



⑩特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホーム(ケアハウス)等に入所している要介護者等について、計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の介護、機能訓練及び療養上の介護を行うものです。

			第5期 実績値			第6期 計画値		
		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
特定施設入居者生活介護	利用者数(人/月)	2	3	3	3	3	3	
介護予防 特定施設入居者生活介護	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0	
合 計	利用者数(人/月)	2	3	3	3	3	3	



- ■特定施設入居者生活介護 利用者数(人)
- □介護予防 特定施設入居者生活介護 利用者数 (人)

⑪福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

日常生活上の便宜を図るため、あるいは、機能訓練等のために福祉用具の貸与を行います。

				第5期 実績値			
		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
福祉用具貸与	利用者数(人/年)	589	645	553	618	714	816
介護予防福祉用具貸与	利用者数(人/年)	36	51	62	79	99	119
合 計	利用者数(人/年)	625	696	614	697	813	935

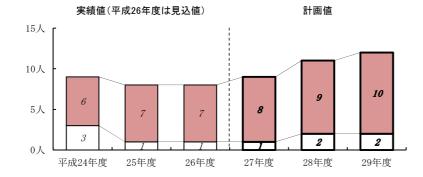


- ■福祉用具貸与 利用者数(人)
- □介護予防福祉用具貸与 利用者数 (人)

⑫特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

貸与になじまない用具(例えば、入浴または排泄の用に供する福祉用具等(特殊尿器等)) を利用者が購入したときに、その費用の9割相当額を償還払いで支給します。

				第5期 実績値			
		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特定福祉用具販売	利用者数(人/年)	6	7	7	8	9	10
特定介護予防福祉用具販売	利用者数(人/年)	3	1	1	1	2	2
合 計	利用者数(人/年)	9	8	8	9	11	12

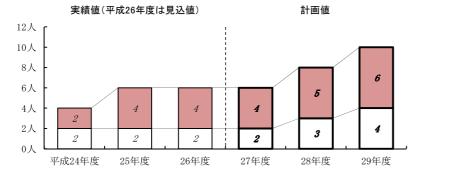


- ■特定福祉用具販売 利用者数 (人)
- □特定介護予防福祉用具販売 利用者数 (人)

13住宅改修

日常生活の自立を助けるため、手すりの取り付けや引き戸等への扉の取り替え、段差解消等住宅改修に対して、その費用を償還払いによって給付することで、在宅の介護を支援するものです。

	第5期 実績値			第6期 計画値			
		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
住宅改修(介護給付分)	利用者数(人/年)	2	4	4	4	5	6
住宅改修(予防給付分)	利用者数(人/年)	2	2	2	2	3	4
合 計	利用者数(人/年)	4	6	6	6	8	10



- 住宅改修(介護給付分) 利用者数(人)
- □ 住宅改修(予防給付分) 利用者数(人)

(4)居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援は、介護支援専門員(ケアマネジャー)が在宅で介護を受ける方の心身の状況や希望等を踏まえ、自立した日常生活の支援を効果的に行うために、継続的かつ計画的に介護サービスに関する計画(居宅介護サービス計画)を作成し、これらが確実に提供されるよう介護サービス提供機関との連絡調整等を行うものです。

介護予防支援は、利用者の状態に適したサービスが確実に提供されるよう、地域包括支援センターにより作成された介護予防サービス計画に基づき、サービス事業者等との連絡調整等を行うものです。

		第5期 実績値		第6期 計画値			
		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
居宅介護支援	利用者数(人/年)	969	1, 017	962	1, 079	1, 241	1, 421
介護予防支援	利用者数(人/年)	112	130	167	211	262	309
合 計	利用者数(人/年)	1, 081	1, 147	1, 129	1, 290	1, 503	1, 730



□居宅介護支援 利用者数 (人)

□介護予防支援 利用者数 (人)

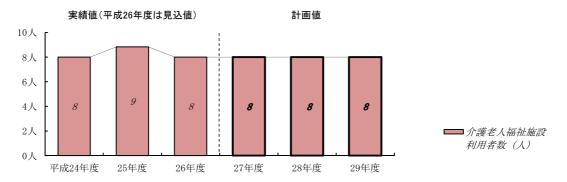
- 供給量を十分に確保し、質の高いサービスを選択できるよう、村の社会福祉協議会や県の 指定を受けた民間事業者へ働きかけます。
- 介護支援専門員(ケアマネジャー)やサービス提供事業所と連絡をとりながら、利用者のニーズに応じたサービス基盤の確保に努めます。
- 訪問介護員(ホームヘルパー)の質の向上と新たな人材の育成及び確保を図るため、研修会、講演会等への積極的な参加を促します。
- 利用者に対して迅速なサービス提供ができるように、富士北麓訪問看護ステーションを中心とした供給体制づくりの充実を図ります。
- ショートステイに関しては、季節によってニーズに開きがあるものの、村内にショートステイ専用の事業所が開所したため、ベッド数の確保ができています。今後は、適切な利用を働きかけます。
- 福祉用具の機能についての理解や利用普及のため、広報を行い、サービス周知に努めます。
- 利用者や家族、介護支援専門員 (ケアマネジャー)、住宅改修業者がともに連携し、利用者にとって効率的で、納得のいく住宅改修となるよう、連携体制を整え、支援していきます。
- 近隣市町村の地域包括支援センターと共同で、介護支援専門員(ケアマネジャー)を対象 とした研修等を行い、さらなる資質の向上に努めます。

(2)施設サービス

①介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

介護老人福祉施設では入所者に、施設サービス計画に基づいて、介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

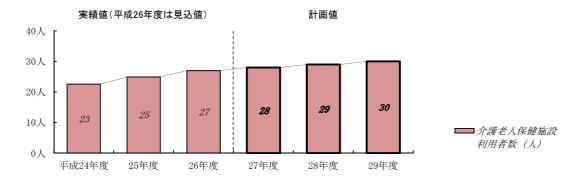




②介護老人保健施設(老人保健施設)

介護老人保健施設では、入所者に、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他の必要な医療並びに日常生活上の世話を行います。

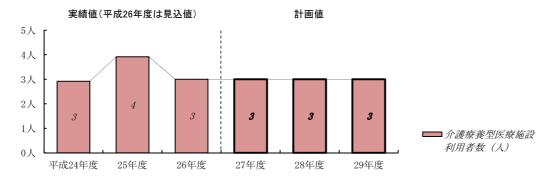
			第5期 実績値	明実績値		第6期 計画値		
		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
介護老人保健施設	利用者数(人/月)	23	25	27	28	29	30	



3介護療養型医療施設

介護療養型医療施設では入所者に、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等の世話及び機能訓練、その他必要な訓練を行います。

		第5期 実績値			第6期 計画値		
		平成24年度	25年度	26年度	27年度	29年度	
介護療養型医療施設	利用者数(人/月)	3	4	3	3	3	3



- 適正な整備量と配置に配慮しつつ、必要なサービス量が確保できるよう関係機関と調整していきます。
- 施設の安全面や衛生面の向上に関して事業者への指導に努めるとともに、施設職員等の資質や技術の向上を図るための研修会等の参加を支援します。
- 事業所に対し、身体拘束ゼロ宣言の掲示、具体的な取り組み等を確認しながら、身体拘束 廃止について、一層の推進に努めます。

(3)地域密着型サービス

可能な限り、自宅または住み慣れた地域において、自立した日常生活を営めるよう、 身近な地域で提供されることが適切なサービス類型として、『地域密着型サービス』が 第3期計画(平成18年度)からスタートしました。第5期計画からは、「定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護」と「看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)」の2 つのサービスが加わり、8つの地域密着型サービスが提供可能となりました。

これらサービスについては、日常生活圏域別に整備目標を設けてサービスを提供していく必要があり、サービス事業者の指定は、地域密着型サービス事業を行う者の申請により、地域密着型サービスを行う事業所ごとに村長が行うこととなっています。

地域密着型サービスの種類

サービス名称	対象	象者	サービス内容
り こべる物	要介護者	要支援者	り こへ内谷
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	×	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体 的に、またはそれぞれが密接に連携しながら、 定期巡回型訪問と随時の対応を行う
②夜間対応型訪問介護	0	×	夜間の定期的巡回や、夜間に通報を受けた場合 に、訪問介護を実施
③認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)	0	0	認知症の人に対応したメニューで実施する 通所介護(デイサービス)
④小規模多機能型居宅介護 (介護予防小規模多機能型居宅介護)	0	0	29人以下が登録し、様態に応じて18人以下が 通い(デイサービスや訪問介護)、9人以下が 泊まり(ショートステイ)のサービスを実施
⑤認知症対応型共同生活介護 (介護予防認知症対応型共同生活介護)	0	0	グループホーム
⑥地域密着型 特定施設入居者生活介護	0	×	29人以下が入所できる小規模の介護専用型特定施設(有料老人ホーム等)
⑦地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	0	×	29人以下が入所できる小規模の 特別養護老人ホーム
⑧看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	0	×	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、介護と看護のサービスの一体的な提供を行う

地域密着型サービスと居宅・施設サービスの特徴

	相違点	地域密着型サービス・ 地域密着型介護予防サービス	居宅サービス・施設サービス
1	利用可能な人	原則として、その市町村の被保険者の みが利用	他市町村の被保険者でも利用可能
2	事業者に対する権限	市町村が指定、指導、監督等を実施	県が指定、指導、監督等を実施
3	定員などの基準や報酬単価の設定	地域の実情に応じた基準や報酬単価を 市町村が決定	全国一律の基準や報酬単価を適用
4	計画値の設定 (計画書への掲載単位)	日常生活圏域ごとに計画値を掲載	市町村単位で一括して目標値を掲載
5	設定のあり方	公平・公正の観点から、地域住民や保健医療福祉関係者等で構成される「介護保険運営協議会」における審議を要する。	

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護者宅へ定期的な巡回訪問や随時通報により要介護者宅へ訪問し、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の世話を行います。また、医師の指示により、看護師等が要介護者宅で療養上の世話または診療の補助を行います。

		第5期 実績値			第6期 計画値		
		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
定期巡回·随時対応型 訪問介護看護	利用者数(人/年)	0	0	0	0	0	0

②夜間対応型訪問介護

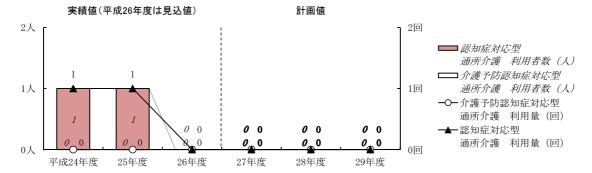
在宅でも、夜間を含めた24時間を安心して生活できることを目的に、定期的な巡回訪問及び通報等による随時対応により、要介護者の在宅でのケアを行うものです。

1			第5期 実績値			第6期計画値		
			平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	夜間対応型訪問介護	利用者数(人/年)	0	0	0	0	0	0

③認知症对応型通所介護、介護予防認知症对応型通所介護

認知症のある要介護者に対し、認知症専用単独型や認知症併設型のデイサービスセンターに おいて、入浴、排泄、食事等の介護、及びその他の日常生活上の世話や機能訓練を行うもので す。

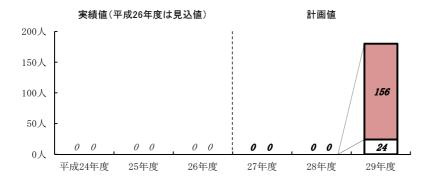
			第5期 実績値			第6期 計画値	
		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
認知症対応型通所介護	利用量(回/年)	1	1	0	0	0	0
心如症对心主起所并丧	利用者数(人/年)	1	1	0	0	0	0
介護予防	利用量(回/年)	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	利用者数(人/年)	0	0	0	0	0	0
合 計	利用量(回/年)	1	1	0	0	0	0
П #I	利用者数(人/年)	1	1	0	0	0	0



4)小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

在宅における生活の継続支援を目的に、通いを中心として要介護者の様態や希望に応じて、随時、訪問や泊まりを組み合わせて日常生活上のケアを行うものです。

	第5期 実績値			第6期 計画値			
		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
小規模多機能型居宅介護	利用者数(人/年)	0	0	0	0	0	156
介護予防 小規模多機能型居宅介護	利用者数(人/年)	0	0	0	0	0	24
合 計	利用者数(人/年)	0	0	0	0	0	180



- 小規模多機能型居宅介護 利用者数 (人)
- □介護予防小規模多機能型居宅介護 利用者数 (人)

⑤看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)

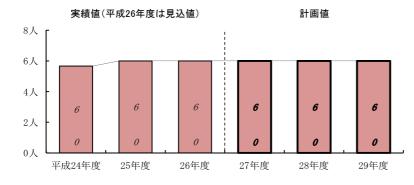
要介護者に対して、訪問看護と小規模多機能型居宅介護と訪問介護等を組み合わせて一体的に提供することにより、効果的かつ効率的となるサービスを行います。

		第5期 実績値			第6期 計画値		
		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
多機能型居宅介護 型サービス)	利用者数(人/年)	0	0	0	0	0	0

⑥認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の状態にある要介護者が5~9人で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で介護スタッフによる食事、入浴、排泄等日常生活の支援や機能訓練を受けます。

			第5期 実績値		第6期 計画値		
		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
認知症対応型共同生活介護	利用者数(人/月)	6	6	6	6	6	6
介護予防 <u>認知症対応型共同生活介護</u>	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0
合 計	利用者数(人/月)	6	6	6	6	6	6



- 認知症対応型共同生活介護 利用者数 (人)
- □介護予防認知症対応型共同生活介護 利用者数 (人)

⑦地域密着型特定施設入居者生活介護

入居者が要介護者とその配偶者に限定されている、定員 29 人以下の有料老人ホーム等に入 所している要介護者に対してケアを行うものです。

		第5期 実績値		第6期 計画値			
		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
地域密着型 特定施設入居者生活介護	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0

8地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うものです。

ĺ			第5期 実績値			第6期 計画値		
			平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0

生活圏域別 必要利用定員数(月あたり)

		第6期 計画値	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	9	9	9
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0

- 地域の実状や本計画の見込量を勘案しつつ、事業者の指定、指定の取り消し、指定基準や介護報酬の設定を行います。
- 事業者やケアマネジャーとの協議を通じて、サービスの質の向上を促進するほか、事業 実績を把握しながら不足しているサービスなどの情報収集に努めます。

(4) 市町村特別給付等

市町村特別給付及び保健福祉事業は、介護保険法で定めるサービス以外に、条例で 定めることにより、村独自のサービスや保健福祉事業(横だしサービス)、支給限度額 の増額(上乗せサービス)を行うものです。しかし、費用の全額は第1号被保険者の 保険料で賄うことになっています。

介護保険サービス必要量の増加に伴って保険料の増額が見込まれることや、今回の見直しで介護保険給付費に係る第1号被保険者保険料の負担割合が第5期事業計画期間(平成24~26年度)の21%から22%に増加することなどから、第6期事業計画(平成27~29年度)においては村独自のサービスは行わず、次期計画以降にて検討することとします。

市町村特別給付・保健福祉事業のイメージ

支給限度額の増額 (上乗せサービス)

介護保険法で定めるサービス (介護保険サービス、地域支援事業) 村独自のサービス・保健福祉事業 (横だしサービス)

また、補足給付として、高額介護(予防)サービス費、特定入所者介護(予防)サービス 費、高額医療合算介護(予防)サービス費があります。

高額介護(予防)サービス費は、介護保険において、要介護者等が1か月に支払った 介護サービス費用の利用者負担額(1割)が、世帯の合計額で一定の上限額を超えた ときに、その超えた部分について支給される給付です。所得区分によって3段階に分 けて限度額が設定されていますが、福祉用具購入・住宅改修費の1割負担や施設サー ビス等での食費・居住費、その他の日常生活費等は含みません。

特定入所者介護サービス費は、介護保険の施設サービスなどの居住費・食費が低所 得者の方に過重な負担とならないよう、所得に応じた利用者負担限度額を設け、その 限度額を超える差額を保険給付するものです。

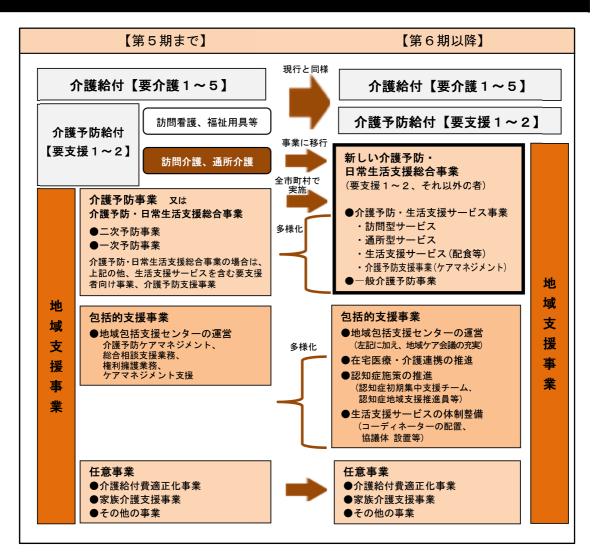
また、高額医療合算介護(予防)サービス費は、医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が著しく高額になる場合に負担を軽減するため、限度額を設け、その限度額を超える差額を保険給付するものです。

2 地域支援事業

平成 18 年度の介護保険法改正に伴って第3期介護保険事業計画からスタートした 事業で、要支援・要介護になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における 包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から市町村が事業主体として実施 します。(介護保険法第115条の38)

これまでの介護予防は心身機能を改善することを目的とした機能回復訓練が中心で、介護予防で得られた活動的な状態をバランスよく維持するための活動や社会参加を促す取組みが必ずしも十分ではなかったという課題があります。これからの介護予防は、機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境へのバランスのとれたアプローチが重要であります。

国でも、二次予防者と一次予防者に分けて実施してきた従来の介護予防事業を区別 せずに、地域の実情に合わせた効果的な事業を推進していく指針を出しており、本村 においても、平成 29 年度までの経過措置期間の中で、新しい介護予防事業・日常生 活支援総合事業の実施体制に移行していきます。



地域支援事業は、高齢者が介護を必要とする状態となったとしても、住み慣れた地域で可能な限り長く生活することを目的として開始された事業です。そのため、地域支援事業は、元気な高齢者から要介護状態の高齢者までを地域で支えていくという役割を担っており、昨今の深刻な高齢化によりその役割は徐々に大きなものとなっています。本村においても、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと生活を送れるよう、介護予防事業・包括的支援事業・任意事業を実施していきます。

(1) 介護予防事業

一次予防事業の充実

①介護予防普及啓発事業

I 介護予防普及啓発 パンフレット等配布(お達者会)

全ての第1号被保険者(65歳以上)を対象に、高齢者を対象に、健康が維持されるよう、認知症や閉じこもり予防などの介護予防に関する知識の普及・啓発を行うもので、パンフレット作成および配布、有識者による講演会を実施するなど、高齢者の地域における自主的な介護予防の活動を支援する事業です。

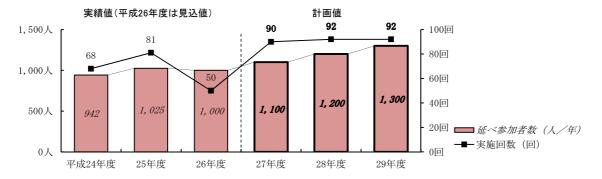
		第5期 実績値			第6期 計画値		
		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
パンフレット等配布	実施回数 (回)	53	53	53	60	60	60
(お達者会)	延べ参加者数 (人/年)	1, 460	1, 491	1, 500	1, 600	1, 700	1, 800



Ⅱ 介護予防一般高齢者教室(いきいき交流会・元気教室・男性の料理教室)

全ての第1号被保険者(65歳以上)を対象に、寝たきりや閉じこもり防止、認知症等の悪化 防止を目的として、65歳以上の方を対象に集団形式の教室を実施します。運動教室においては、 運動指導士による指導も実施しています。

	第5期 実績値			第6期 計画値			
		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
介護予防一般高齢者教室 (いきいき交流会・元気教室・	実施回数 (回)	68	81	50	90	92	92
男性の料理教室)	延べ参加者数 (人/年)	942	1, 025	1, 000	1, 100	1, 200	1, 300



≪施策の方向≫

- 多様な組織を通じて、積極的に情報提供を行い、健康教育の機会を充実します。
- 健康教育に参加していない高齢者への効果的な普及について研究・検討していきます。
- 県のモデル事業の利用や有識者による講演会や介護予防の情報提供を充実し、基本的な 知識の普及啓発に努めます。

②地域介護予防活動支援事業

高齢者を対象に、介護が必要な状態にならないように予防し、高齢者の生活の質を高めることを目的に、地域における自主的な活動組織を育成し、介護予防活動の拡大を支援する事業です。また、介護予防に関するボランティア等の人材育成のための研修なども実施します。

- 地域における介護予防支援のために積極的な活用を図れることを目的とし、ボランティアや地域活動組織などに対し、研修を実施します。
- サロンのサポーター養成講座の他、生活支援の担い手となるボランティア養成講講座を 行います。
- ボランティアや地域活動組織の積極的な活用のために、介護予防事業との有機的な連携に努めます。

		第5期 実績値			第6期 計画値		
		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
地域介護予防活動支援事業	育成人数 (人)	3	3 年間で20ノ		;	3 年間で20ノ	

③一次予防事業施策評価事業

一次予防事業参加者を対象に、地域支援事業の介護予防効果・経済効果に関するデータの測定・解析を行い、一次予防事業を総合的に評価する事業です。

≪施策の方向≫

• 年度ごとに、事業の実施過程等に係る指標を中心に事業評価を実施するとともに、その 結果を次年度の事業に反映させます。

④新しい介護予防・日常生活支援総合事業への移行

平成 27 年度からの介護保険の制度改正により、国が策定するガイドライン等を参考に、平成 29 年4月までに介護予防サービスのうち訪問介護及び通所介護は新たな介護予防・日常生活支援総合事業へ移行します。平成 27・28 年度は現行相当のサービスを維持しつつ、村の実情に合った介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向けて検討・準備を行い、平成 29 年4月から本格移行します。

- できるだけ早い時期から、様々な機会を通じて、村民や事業者に対し、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の目的、制度やサービス内容、サービスメニュー、手続き方法及び利用者負担等について周知に努めます。特に、現在、予防給付サービスを利用している要支援者に対する十分な説明機会の確保に努めます。
- 従来の介護予防訪問介護、介護予防通所介護を提供しているサービス提供事業者については、地域支援事業への参入意向を踏まえつつ、"みなし指定"を進め、専門的なサービスの提供体制の確保に努めます。

(2)包括的支援事業

今回の介護保険制度改正では、地域支援事業が充実され、包括的支援事業として新たに"在宅医療・介護連携の推進"、"認知症施策の推進"、"生活支援サービスの体制整備"に関わる事業が位置づけられました。(49 ページ 【新制度における地域支援事業の構成】参照)

高齢者の総合相談等から適切な支援につなげていく地域包括支援センターの業務は、 これらの新たな包括的支援事業と密接に関係しています。

本村では、本計画期間内に、介護予防マネジメント事業等の従来の地域包括支援センター事業に加えて、地域包括支援センターがこれらの新たな包括的支援事業に適切に関与できる体制づくりに取り組むなど、地域包括支援センターの機能強化を進めていきます。

在宅医療·介護連携 生活支援コーディネーター 高齢者のニーズとボランティア等の 地域資源とのマッチングにより、 地域医師会等との連携に より、在宅医療・介護の一体的な提供体制を構築 多様な主体による生活支援を充実 地域包括支援センタ 認知症初期集中支援チーム 地域ケア会議 認知症地域支援推准員 多職種協働による個別事例の 早期診断・早期対応等により、 ケアマネジメントの充実と 認知症になっても住み慣れた 地域課題の解決による 地域で暮らし続けられる支援体制 地域包括ケアシステムの構築 づくりなど、認知症施策を推進 社会福祉士 保健師 主任ケアマネジャー 介護予防の推進 包括的支援業務 / 介護予防ケアマネジメント 多様な参加の場づくりとリハビリ専門職の適切な関与により、 従来の業務を評価・改善することにより、 地域包括ケアの取組を充実 高齢者が生きがいをもって生活できるよう支援 山中湖村 運営方針の決定・新総合事業の実施・地域ケア会議の実施等

【地域包括支援センターの機能強化(イメージ)】

①介護予マネジメント事業

介護予防・日常生活支援総合事業対象者から要介護状態等になる前までの高齢者を対象に、要支援・要介護状態の発生や重度化を予防し、生活機能の維持・向上を図るため、連続性・一貫性を持った介護予防マネジメントを行います。さらに、介護予防事業を実施することにより、マネジメントから実施、アセスメントに至るまで一貫した専門的、効果的、効率的な介護予防を推進します。

山梨県 情報提供、助言、支援、バックアップ等

- ◎ 介護予防・日常生活支援総合事業対象者対象者の把握 (介護予防健診・要介護認定者等非該当者・関係機関からの連絡・実態把握)
- ◎ 介護予防の一貫したアセスメント及び事業の評価
- ◎ 要支援者に対するケアプランの調整、作成委託

≪施策の方向≫

地域包括支援センターにおいて、介護予防事業の実施が必要な一人ひとりに応じたケア プランの作成と事業の実施、実施後の評価を行い、高齢者の自立保持につなげます。

②総合相談・支援事業

地域の高齢者を対象に、総合相談支援事業/権利擁護事業は、介護保険サービスにとどまらない様々な形での支援を可能とするため、①地域における様々な関係者とのネットワーク構築、②ネットワークを通じた高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握、③サービスに関する情報提供等の初期相談対応や継続的・専門的な相談支援(支援方針に基づく様々なサービス等の利用へのつなぎ)、④権利擁護の観点からの対応が必要な人への対応などの支援を行うものです。

- ◎ 地域における様々な関係者とのネットワーク構築
- ◎ ネットワークを通じた、高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握
- ◎ サービスに関する情報提供等の、初期相談対応や、継続的・専門的な相談支援
- ◎ 特に権利擁護の観点からの対応が必要な者への支援

≪施策の方向≫

- サービス提供機関や専門相談機関等からなる総合相談支援業務に必要なネットワーク を構築し、相談への初期対応と、課題を明確にした継続的、専門的相談を実施します。
- 成年後見制度の活用や、虐待、困難事例への対応を図り、高齢者の権利を擁護します。
- 山中湖村虐待対応マニュアルに従い、虐待されている高齢者の早期発見・早期対応を行います。
- 高齢者が安心して生活できる見守りネットワークの構築を図ります。

③包括的・継続的マネジメント支援事業

高齢者・介護家族を対象に、主治医・ケアマネジャーなどとの多職種協働や、地域の関係機関との連携を通じてケアマネジメントの後方支援を行うことを目的として、地域のケアマネジャー等に対する個別相談窓口の設置によるケアプラン作成技術の指導等日常的個別指導・相談、支援困難事例への指導助言等、医療機関、関係施設、ボランティアなど地域における様々な社会資源との連携・協力体制の整備など、包括的・継続的なケア体制の構築等を行うものです。

- ◎ 相談窓口の開設による介護支援専門員(ケアマネジャー)への支援
- ◎ 支援困難事例への対応
- ◎ 地域の関係機関との連携
- ◎ 研修によるケアマネジメントの資質向上

- 地域包括支援センターの主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)を中心に、地域の 関係機関等との連携のもとに、包括的・継続的なケアマネジメントを実施します。
- ケアプランの作成技術指導や事例検討会などを通じて、地域のケアマネジャーに対する 日常的個別指導・相談業務を実施します。
- 地域のケアマネジャーが抱える支援困難事例について、関係機関の連携のもと指導、助 言等を行います。
- 施設、在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、地域のケアマネジャーと関係機関の間の連携を支援します。
- 地域のケアマネジャーの日常的な業務の円滑な実施を支援するため、ケアマネジャー相 互の情報交換等を行う場を設定するなど、ケアマネジャーのネットワークを構築します。
- 予防給付に関するケアマネジメント及び介護予防事業に関するケアマネジメント相互 の連携を図ります。

4)在宅医療・介護連携の推進(新規)

高齢者一人ひとりの状況に応じた適切なサービス提供につなげるため、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護サービスの提供を行うことができるよう、地域の関係機関の連携体制の構築を図るものです。平成30年4月までにすべての市町村で実施することとされています。

- ◎ 地域の医療・介護サービス資源の把握
- ◎ 在宅医療・介護連携の課題と抽出の対応の協議
- ◎ 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築推進
- ◎ 在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援
- ◎ 在宅医療・介護関係者の研修
- ◎ 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ◎ 地域住民への普及啓発
- ◎ 二次医療圏内・関係市町村の連携

≪施策の方向≫

平成30年度までに在宅医療と介護サービスを一体的に提供できる体制づくりを目指した在宅医療・介護連携推進事業(地域支援事業)に取り組むため、医療関係者・介護サービス事業者等と共に事業の実施に向け検討を行います。

5認知症施策の推進(新規)

認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族への早期に関わる支援体制を確立します。平成27年度から包括支援事業に位置づけられ、平成30年4月までにすべての市町村で実施することとされています。

- ◎ 認知症初期集中支援チーム*1の設置
- ◎ 認知症地域支援推進員*2の配置
- ◎ 認知症ケアパス*3の作成
- *1 認知症初期集中支援チーム … 複数の専門職が、認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行います。
- *2 認知症地域支援推進員…*認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。*
- *3 認知症ケアパス…*認知症の人とその家族が、地域の中で本来の生活を営むために、認知症の人と家族及び地域・医療・介護の人々が目標を共有し、それを達成するための連携の仕組みを指します。*

- 平成30年度までに、認知症集中支援チームの設置・認知症地域支援推進員の配置等、 認知症の早期発見・早期治療を含めた総合的な支援体制を構築する事業を開始するため、 事業内容の検討を開始します。
- これまで把握してきた地域の高齢者の状態像と、地域で培われてきた認知症の人を支える取り組みを整理し、認知症の症状に応じた適切なサービスの提供がなされるよう、標準的な認知症ケアパスを作成します。

⑥生活支援サービスの体制整備(新規)

コーディネーターの配置等を通じて地域で高齢者のニーズとボランティア等のマッチングを行うことにより、生活支援の充実の実現を目指します。平成27年度から包括支援事業に位置づけられ、平成30年4月までにすべての市町村で実施することとされています。

- ◎ 生活支援コーディネート機能の創出
- ◎ 協議体の設置

≪施策の方向≫

- 生活支援コーディネーター等の在り方については、国のガイドライン等で様々な事例が示されているため、これらの事例等を研究し、本村にふさわしいあり方を検討するとともに、国・県等が行うコーディネーター研修を活用しながら、適切な人材の確保・育成に努めていきます。
- 高齢者が高齢者を支える仕組みづくりとして、平成26年度に発足した「チーム山中湖」 の育成を継続していきます。

7地域ケア会議

医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、ケアマネジャーの自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めるため、地域包括支援センターが主体となって地域ケア会議を開催します。地域ケア会議は、第6期より介護保険制度の地域支援事業に位置づけられています。

- ◎ 地域支援ネットワークの構築
- ◎ 高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援
- ◎ 地域課題の把握

≪施策の方向≫

• 個別ケア会議の積み重ねにより地域の課題を把握し、解決するための最適な手法の共有 等、課題解決に向けた連携を図ります。

(3) 任意事業

①家族介護支援事業

I 介護家族健康教育

介護家族を対象に、介護者に発生しやすい健康上の問題について、一般的な知識や体操等を 指導することで、介護者の健康の保持・増進を目的に実施します。

Ⅱ 介護家族健康相談

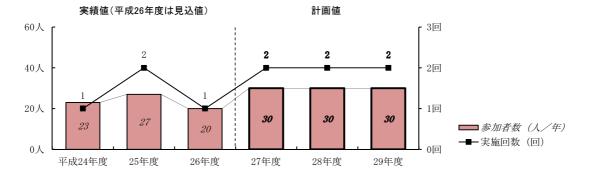
介護家族を対象に、介護者に対して、心身の健康に関する指導 及び 助言を行い、介護者の 健康の保持・増進を目的に実施します。

Ⅲ 家族介護継続支援事業

介護家族を対象に、介護による家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減するための事業を 実施します。

- 介護者家族会が継続できるように支援します。
- 山中湖村社会福祉協議会と連携を図りながら、地域の実情に応じた家族介護支援事業を 実施します。

			第5期 実績値			第6期 計画値		
		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
介護者教室	実施回数 (回/年)	1	2	1	2	2	2	
月 设有权主	参加者数 (人/年)	23	27	20	30	30	30	

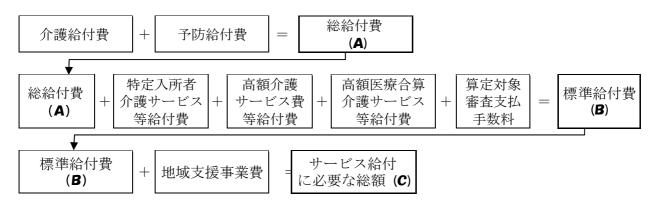


3 介護保険事業費の見込み

(1) 介護保険事業費の算定

①保険料給付費の推計

各計画年度における介護保険事業に係る給付費の見込みは、以下の算式で算出されます。平成27年1月に改定された介護報酬を反映し、今回の制度改正で変更となった、一定以上の所得者の利用料の2割負担の影響や補足給付の見直しに伴う財政影響額を勘案した第6期計画期間のサービス給付に必要な総額(C)は、1,166,241,575円となります。



【介護給付費】	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合 計
居宅サービス				
①訪問介護	12,044,000 円	14,870,000 円	15,459,000 円	42,373,000 円
②訪問入浴介護	1,883,000 円	2,518,000 円	3,315,000 円	7,716,000 円
③訪問看護	10,331,000 円	13,781,000 円	17,919,000 円	42,031,000 円
④訪問リハビリテーション	0 円	0 円	0 円	0円
⑤居宅療養管理指導	320,000 円	334,000 円	317,000 円	971,000 円
⑥通所介護	71,794,000 円	87,086,000 円	94,915,000 円	253,795,000 円
⑦通所リハビリテーション	22,464,000 円	24,299,000 円	25,491,000 円	72,254,000 円
⑧短期入所生活介護	21,450,000 円	24,890,000 円	25,990,000 円	72,330,000 円
⑨短期入所療養介護	689,000 円	786,000 円	932,000 円	2,407,000 円
⑩福祉用具貸与	9,346,000 円	10,798,000 円	12,245,000 円	32,389,000 円
⑪特定福祉用具販売	129,000 円	148,000 円	171,000 円	448,000 円
②住宅改修	416,000 円	470,000 円	540,000 円	1,426,000 円
⑬特定施設入居者生活介護	8,372,000 円	8,356,000 円	8,356,000 円	25,084,000 円
地域密着型サービス	Ī	T		
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0円	0円	0円	0円
②夜間対応型訪問介護	0円	0 円	0 円	0円
③認知症対応型通所介護	0円	0 円	0 円	0円
④小規模多機能型居宅介護	0円	0 円	26,305,000 円	26,305,000 円
⑤認知症対応型共同生活介護	16,571,000 円	16,539,000 円	16,539,000 円	49,649,000 円
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	0円	0円	0 円	0円
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0円	0円	0 円	0円
⑧看護小規模多機能型居宅介護	0円	0円	0 円	0円
介護保険施設サービス				
①介護老人福祉施設	24,964,000 円	24,916,000 円	24,916,000 円	74,796,000 円
②介護老人保健施設	85,155,000 円	88,107,000 円	91,757,000 円	265,019,000 円
③介護療養型医療施設	14,580,000 円	14,552,000 円	14,552,000 円	43,684,000 円
居宅介護支援	13,376,000 円	15,323,000 円	17,434,000 円	46,133,000 円
介護給付費計	313,884,000 円	347,773,000 円	397,153,000 円	1,058,810,000 円

^{*}給付費は、費用額の90%です。

【予防給付費】	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合 計
介護予防サービス	十成27年及	十成20千及	十八八八十八	
①介護予防訪問介護	1,570,000 円	1,882,000 円	0円	3,452,000 円
②介護予防訪問入浴介護	0円	0円	0 円	0 円
③介護予防訪問看護	0円	0円	0円	0円
④介護予防訪問リハビリテーション	0円	0円	0円	0円
⑤介護予防居宅療養管理指導	0円	0円	0円	0円
⑥介護予防通所介護	2,419,000円	2,879,000 円	0円	5,298,000 円
⑦介護予防通所リハビリテーション	4,093,000 円	5,097,000 円	6,056,000 円	15,246,000 円
⑧介護予防短期入所生活介護	728,000 円	1,362,000 円	2,246,000 円	4,336,000 円
⑨介護予防短期入所療養介護	0円	0円	0円	0円
⑩介護予防福祉用具貸与	366,000 円	460,000 円	551,000 円	1,377,000 円
⑪特定介護予防福祉用具販売	18,000 円	23,000 円	26,000 円	67,000 円
⑫介護予防住宅改修	289,000 円	351,000 円	407,000 円	1,047,000 円
⑬介護予防特定施設入居者生活介護	0 円	0 円	0円	0円
地域密着型介護予防サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護	0 円	0円	0 円	0 円
②介護予防小規模多機能型居宅介護	0 円	0円	1,379,000 円	1,379,000 円
③介護予防認知症対応型共同生活介護	0円	0円	0 円	0円
介護予防支援	932,000 円	1,156,000 円	1,363,000 円	3,451,000 円
介護予防給付費計	10,415,000 円	13,210,000 円	12,028,000 円	35,653,000 円
、給付費は、費用額の90%です。				
総給付費 (A) (介護給付費+介護予防給付費)	324,299,000 円	360,983,000 円	409,181,000 円	1,094,463,000 円

【標準給付費】	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合 計
総給付費(一定以上所得者負担の調整後)	322,121,308 円	357,230,943 円	404,782,554 円	1,084,134,805 円
総給付費	324,299,000 円	360,983,000 円	409,181,000 円	1,094,463,000 円
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	2,177,692 円	3,752,057 円	4,398,446 円	
特定入所者介護サービス費等給付額(資産等勘案調整後)	9,801,768 円	9,118,986 円	9,953,162 円	28,873,916 円
特定入所者介護サービス費等給付額	9,801,823 円	10,837,562 円	11,982,746 円	32,622,131 円
補足給付の見直しに伴う財政影響額	895,081 円	1,718,576 円	2,029,584 円	
高額介護サービス費等給付額	4,128,075 円	4,195,050 円	4,263,111 円	12,586,236 円
高額医療合算介護サービス費等給付額	299,114 円	301,708 円	304,325 円	905,148 円
算定対象審査支払手数料	440,220 円	475,816 円	480,574 円	1,396,609 円
審査支払手数料支払件数	<i>5,060 1</i> #	<i>5,469 1</i> #	5,524 件	16,053 件
標準給付費見込額 (B)	336,790,485 円	371,322,503 円	419,783,726 円	1,127,896,714 円

【地域支援事業費】	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合 計
地域支援事業費	10,085,198 円	10,953,287 円	17,306,377 円	38,344,861 円
介護予防・日常生活支援総合事業費	2,695,990 円	3,207,849 円	9,654,290 円	15,558,129 円
包括的支援事業・任意事業費	7,389,208 円	7,745438 円	7,652,087 円	22,786,732 円

【サービス給付費総額】	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合 計
サービス給付費総額 (C) (標準給付費+地域支援事業費)	347,025,683 円	382,125,790 円	437,090,102 円	1,166,241,575 円

*小数点以下を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合もあります。

2 第1号被保険者の保険料の推計

①保険給付費の財源構成

第1号被保険者の算定基準は、介護保険事業において、法定サービス(介護給付サービス、 予防給付サービス、高額介護サービス、地域支援事業等)を実施していく際の標準給付費(総 事業費の90%)が、提供されるサービスの水準によって決まり、保険料に反映されます。

介護保険制度においては、介護サービスの総事業費から利用者負担分(10%)を除いた標準総給付費について、原則として50%を被保険者の保険料で負担し、残りの50%を公費で負担します。

また、被保険者の保険料のうち、原則として 22%を第1号被保険者(65歳以上)、28%を 第2号被保険者(40~64歳)が負担することになります。

【介護保険サービス総事業費の財源構成】

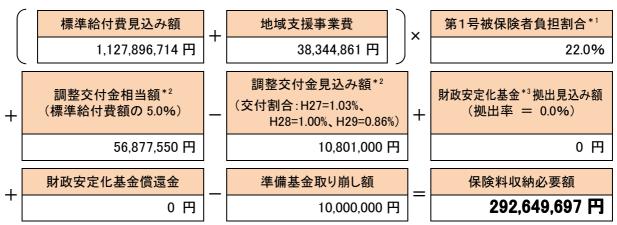
標準総給付費(総事業費の 90%)						
保隆	幹 50%	公費	利用者負担 *1			
第1号被保険者	第2号被保険者	国	県	村	(総事業費 の 10%)	
保険料 22%	保険料 28%	5% 20% (定率)	12.5% (定率)	12.5% (定率)	3 10 707	

- ◎施設等給付費に係る公費負担割合は、国が15%(定率)、県が17.5%(定率)、村が12.5%(定率)となります。
- ◎第6期計画では、高齢化の進展に伴い、第1号被保険者の負担率が第5期計画の21%から22%に改正されます。
- *1 第6期計画では、一定以上の所得のある方(前年の合計所得金額が160万円以上、年金収入で単身280万円以上、 夫婦346万円以上)の利用者負担の割合は20%となります。

②保険料収納必要額の算定

保険料については、計画期間のサービス給付に必要な総額を基に算定します。

本村の第6期計画期間におけるサービス給付に必要な総額(標準給付費+地域支援事業費)は 1,166,241,575 円となります。この額に第1号被保険者の負担割合(22%*1)を乗じ、「調整交付金相当額*2」、「調整交付金の見込み額*2」、「財政安定化基金*3拠出見込み額」、「財政安定化基金償還金」、「準備基金取り崩し額」を算出して、保険料収納必要額を計算します。



- ※1 第6期計画では、第1号被保険者の負担率が第5期計画の21%から22%に改正されます。
- **※2** 調整交付金の交付割合(%)の全国平均は5%ですが、市町村の後期高齢者や所得水準により、交付割合(%)が増減します。
- **3 市町村の保険財政が、保険料収納率の低下や介護給付費の増加等で赤字になることを回避し、市町村の介護保険財政の安定を図るために都道府県が設置する基金のことです。このために市町村から徴収する拠出金を「財政安定化基金拠出金」といい、国と都道府県それぞれが市町村と同額を負担することになっています。

③第1号被保険者の保険料

人口推計に基づき、本村の第1号被保険者は3年間で延べ5,205人と推計されます。しかしながら、保険料を算出のために、所得段階別にみた補正を行う必要があり、その結果、最終的な所得段階別加入割合補正後の被保険者数は5,691人(D)となります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合 計
第1号被保険者数	1,656 人	1,733 人	1,816 人	5,205 人
前期(65~74歳)	938 人	974 人	1,013 人	2,925 人
後期(75 歳以上)	718 人	759 人	803 人	2,280 人

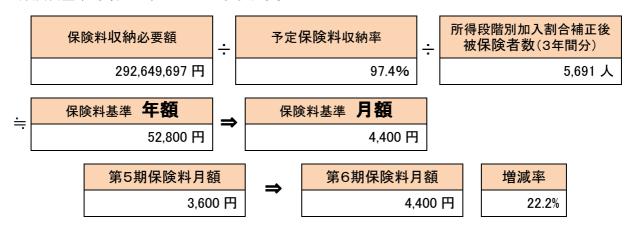
	基準所得		所得段階別加入者数			基準額に対する割合				
	金額	平成 27	年度	平成 28	年度	平成 29	年度	H27	H28	H29
第1段階		162 人	(9.8%)	170 人	(9.8%)	178 人	(9.8%)	0.50	0.50	0.50
第2段階		139 人	(8.4%)	145 人	(8.4%)	152 人	(8.4%)	0.75	0.75	0.75
第3段階		89 人	(5.4%)	94 人	(5.4%)	98 人	(5.4%)	0.75	0.75	0.75
第4段階		183 人	(11.1%)	192 人	(11.1%)	201 人	(11.1%)	0.90	0.90	0.90
第5段階		288 人	(17.4%)	301 人	(17.4%)	316 人	(17.4%)	1.00	1.00	1.00
第6段階		275 人	(16.6%)	287 人	(16.6%)	301 人	(16.6%)	1.20	1.20	1.20
第7段階	120 万円	193 人	(11.7%)	202 人	(11.7%)	212 人	(11.7%)	1.30	1.30	1.30
第8段階	190 万円	153 人	(9.2%)	160 人	(9.2%)	168 人	(9.3%)	1.50	1.50	1.50
第9段階	290 万円	174 人	(10.5%)	182 人	(10.5%)	190 人	(10.5%)	1.70	1.70	1.70
計		1,656 人	(100.0%)	1,733 人	(100.0%)	1,816 人	(100.0%)			

例えば、平成 27 年度の第1段階の所得階層別加入割合 を補正した後の保険者数は、162 人 \times 0.50(基準額に対する割合)=81 人となります。

所得段階別加入割合 補正後被保険者数	1,811 人	1,894 人	1,985 人	3年間計 (D)	5,691 人
-----------------------	---------	---------	---------	----------------------	---------

算出された保険料収納必要額(292,649,697円)に、これまでの実績に基づき予定保険料収納率を97.4%と見込み、所得段階別割合補正後の被保険者数を用いて保険料基準額を算出します。

第6期計画(平成27年度~平成29年度)においては、第1号被保険者の高齢者総数は増えていますが、相対的に給付費の伸びが高齢者の増加数を上まわることなどの要因から、介護保険料基準月額は4,400円になります。



【第6期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料】

所得段階	対象となる方	保険料				
门行权陷	対象となる方	保険料率	月額	年額		
第1段階	生活保護受給者、老年福祉年金受給者、または世帯全員が 住民税非課税でかつ本人の年金収入が80万円以下の人	0. 50	2, 200 円	26, 400 円		
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と 前年の課税年金収入額の合計が 120 万円以下の人	0. 75	3, 300 円	39, 600 円		
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入金額と 合計所得金額の合計が年間 120 万円を超える人	0. 75	3, 300 円	39, 600 円		
第4段階	本人が住民税非課税で世帯の中に住民税課税者がいる人で、 本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	0. 90	3,960円	47, 520 円		
第5段階(基準)	本人が住民税非課税で世帯の中に住民税課税者がいる人で、 本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年間80万円を超える人	1. 00	4, 400 円	52, 800 円		
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 120 万円未満の人	1. 20	5, 280 円	63, 360 円		
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 190 万円未満の人	1. 30	5, 720 円	68, 640 円		
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 290 万円未満の人	1. 50	6, 600 円	79, 200 円		
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 290 万円以上の人	1. 70	7, 480 円	89, 760 円		

また、第6期計画では、第1号被保険者の介護保険料について、給付費に対する5割の公費負担とは別に公費を投入し、次のとおり低所得者の方の保険料が軽減されます。

期間	対象となる 所得段階	保険料基準額に 対する保険料率	月額	年額
平成 27 年4月~平成 29 年3月	第1段階	0.50 ⇒ 0.45	1,980円	23, 760 円
	第1段階	0.45 ⇒ 0.30	1,320円	15, 840 円
平成 29 年4月~平成 30 年3月 (予定*1)	第2段階	0.75 ⇒ 0.50	2, 200 円	26, 400 円
	第3段階	0.75 ⇒ 0.70	3, 080 円	36, 960 円

^{*1} 平成29年4月からの保険料軽減は、国の消費税率引き上げに伴う措置となるため、予定です。

第3章 高齢者の生きがいづくり

1 高齢者の健康づくりの推進

毎日いきいきと過ごすためには、心身の健康を維持することが年齢を問わず重要となります。特に高齢者は免疫力・抵抗力の低下により、感染症などの疾病にかかりやすくなることから、健康づくりに対して一層の注意を払う必要があります。本村では、生活習慣病予防を目的とした特定健康診査・保健指導や各種健康相談を通じ、健康に対する意識改善や不安軽減等に努め、高齢者の心身の健康の維持に取り組んでいきます。

①生活習慣病予防の推進

≪施策の方向≫

• 各医療保険者により特定健康診査・保健指導が実施されます。国民健康保険加入者は村で実施し、生活習慣の改善の必要な場合、積極的に介入していきます。また、後期高齢者の健康診査は、山梨県後期高齢者医療広域連合の委託を受けた村が実施し、糖尿病等の生活習慣病を早期発見し、医療へつなげていきます。

②健康相談の充実

≪施策の方向≫

• 加齢による身体機能や生活機能の低下を抑え、疾病の予防と早期発見及び健康づくりの ため、高齢者が集まる機会を有効的に活用して、保健師・歯科衛生士・管理栄養士等に よる各種健康相談の充実を図ります。

2 高齢者の雇用・就労対策の推進

就労は、高齢者にとって単なる収入源ではなく、社会の一員であるという自覚をもっために非常に重要な活動となります。誰かの役に立つ活動を行うということは、生きがいをもつことにも通じることから、引きこもりや寝たきりの予防にも有効とされています。本村では、シルバー人材センターの充実に努めるとともに、企業・事業所に対して高齢者雇用を呼びかけ、高齢者の就労機会の増加を図っていきます。

①シルバー人材センターへの支援

≪施策の方向≫

• 高齢者のシルバー人材センターへの加入促進を図るとともに、事業の拡大のため、村内 事業所等へ受注できる仕事の内容等のPRの充実に努めます。

②高齢者雇用の促進

≪施策の方向≫

• 県や関係機関とともに、定年の延長や継続雇用の促進など、企業・事業所側の意識改革 の啓発に努めます。

3 生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者に限らず、日々の生活において楽しさや喜びを感じる機会をもつことは、生きる意味や生きる楽しさを感じる上でとても大切なことです。しかし、定年退職や子どもの独立、身体機能の低下等を理由に、引きこもりや寝たきりとなる高齢者は少なくありません。本村では、高齢者が様々な体験を通じて生きがいを見つけたり、社会とのつながりを持ち続けたりできるよう、交流や学習、スポーツ、地域活動といった活動への高齢者の積極的な参加を呼び掛けていきます。

①老人クラブへの支援

≪施策の方向≫

- 高齢者同士が支えあう地域に向けて、高齢者参加が増えるよう、加入促進・啓発を継続 的に行います
- 生きがいづくりや介護予防の観点から、ニーズを把握し、幅広い年齢層に対応できる活動内容を検討します。

②生涯学習及び世代間交流の充実

≪施策の方向≫

• 地域に昔から伝えられている行事や文化の伝承を行うことで世代間の交流を図り、高齢者がこれまでに培った豊かな経験と知識・技能を伝える場として、農園作業等を行うとともに、保育所や学校教育との連携により、地域の各世代との交流に努めます。

③スポーツ・レクリエーション活動の推進

≪施策の方向≫

- 体力づくり、仲間づくり、生きがいづくりのために、地域包括支援センター等で色々な 教室を開催し、保健師等と協力して健康づくりを推進していきます。
- 生活の中に運動を取り入れられるよう、家庭や地域で、高齢者をはじめ誰もが取り組みやすい運動についての情報提供に努め、健康増進や体力の向上を促進します。

④地域活動・社会活動への参加の促進

≪施策の方向≫

• 地域で生活を営んでいる住民全員が地域福祉の担い手であることの意識を向上させる とともに、特に、これまで培ってきた知識等が豊富な高齢者は、地域のリーダーとして の活動を働きかけます。

第4章 高齢者支援のまちづくり

1 高齢者が住みやすい村づくりの推進

加齢による身体機能の低下は、誰しもが経験することです。しかし、この身体機能の低下が進行することにより、足腰の痛みが出たり、転倒の危険性が高まったりすることが考えられます。また、このような移動に関する不便さは、高齢者の外出機会を減少させることにもつながります。本村では、公共施設や道路から段差や障害物を除去したり、新たな公共施設にユニバーサルデザインを取り入れたりすることで、高齢者が安心して外出ができる、住みやすい村づくりを進めていきます。

①ユニバーサルデザインの推進

≪施策の方向≫

• リニューアルした老人福祉しあわせセンターはユニバーサルデザインを意識して作られました。今後も、公共施設の整備の際は、バリアフリーの考え方を一歩進め、設計段階から誰もが利用しやすいと感じられるユニバーサルデザインの考え方を取り入れていきます。

②生活道路におけるバリアフリー化の促進

≪施策の方向≫

• 高齢者が安心して外出できるように、歩道の段差の解消や、歩道上の放置自転車、たて 看板等の撤去等、外出の妨げになるものを取り除くよう、住民に働きかけます。

2 安心して暮らせる地域づくりの推進

日々の生活を送るにあたり、住んでいる地域の安心・安全が維持されているということは非常に重要な要素になります。しかし、近年、日本で地震や津波、台風、豪雨・豪雪といった自然災害が相次いでいたり、高齢者が巻き込まれる交通事故や犯罪被害などが多発していたりするなど、安心・安全を十分に維持するためにより一層の取り組みや意識の向上が必要となっています。本村では、災害時における高齢者の支援体制の整備や交通安全対策、防犯対策などを通じ、高齢者の地域での安心・安全な生活を支援していきます。

①災害時支援体制の整備

≪施策の方向≫

- 平成26年度に実施したひとり暮らし高齢者実態把握調査の結果を活用し、災害弱者のマップ作成や避難行動のシステムを構築していきます。
- 火災時において高齢者の生命を守るため、既存住宅においても火災報知機等の設置について継続的に広報していきます。

②交通安全対策の充実

≪施策の方向≫

• 警察署と連携し、敬老会にて年1回交通安全教室を開催するなど、交通安全教育の充実 を図り、高齢者の交通安全意識の高揚に努めます。

③防犯体制の充実

- 高齢者が悪質な訪問販売や詐欺等に遭わないように、消費者教育や相談窓口の充実に努めるとともに、クーリングオフ制度や消費生活センターの利用について、広報・啓発を行います。
- 警察署や地域ボランティア等との連携を強化し、犯罪の被害防止に向けて、地域全体で、 犯罪の発生抑制に力を入れた活動を促進します。

3 地域福祉の促進

地域福祉の考え方として、「自助」、「共助」、「公助」という3つの力があります。行政でも「公助」として、高齢者福祉サービスや介護サービスを提供するなど高齢者支援に取り組んでいますが、高齢者の増加によりニーズが多様化・複雑化していることから、細かなニーズに早急に対応することが難しいのが現状となっています。そのため、細かなニーズに対応できる体制として、地域住民やボランティアによる「共助」が必要とされています。本村では、地域福祉の意識向上を図り、地域における高齢者支援がより充実したものとなるよう努めていきます。

①地域福祉意識の高揚

≪施策の方向≫

• ひとり暮らし高齢者や要介護高齢者、障害のある高齢者等をはじめ、すべての高齢者が 安心して生活することができるよう、地域福祉の必要性や村民一人ひとりの福祉意識の 向上に向けて、様々な機会を活用して啓発をしていきます。

②ボランティア活動への支援

- 大人から子ども、学生や勤労者等の階層を超えたあらゆる人々に、社会参加の理解と協力を呼びかけ、ボランティア活動への参加促進を図っていきます。
- 既存のボランティア団体とその活動内容を紹介したボランティア情報の提供を図ります。
- ボランティアが安心して活動できるようにボランティア保険の加入促進を図り、必要に 応じボランティア団体への助言、活動上必要な情報の提供等に努めます。

第5章 計画の推進にむけて

1 情報提供体制の充実

介護サービスや高齢者福祉サービスなどの利用を促進するには、高齢者やその家族が提供されているサービスや利用方法について知り、その中から必要なサービスを選択し、スムーズに利用開始できる体制を整える必要があります。そのため、老若男女が高齢者支援についての情報に触れる機会を増加させたり、昼夜を問わずいつでも情報収集できる媒体を積極的に利用したりしていかなければなりません。本村では、関係機関との連携により最新の情報を提供できるようにするとともに、広報やインターネットをはじめとする様々な媒体を介して情報提供を行い、村民が広く高齢者支援について認知できるよう努めていきます。

①広報による啓発

≪施策の方向≫

高齢者に関する福祉サービス等の積極的な利用を図るため、介護保険や福祉サービスに 関する情報を、広報等へ継続的に掲載します。

②民生委員・児童委員等による広報・啓発

≪施策の方向≫

• 民生委員・児童委員、保健委員等による情報の提供や広報活動を継続的に実施していきます。

③インターネット等の多様な媒体の利用

≪施策の方向≫

• インターネットの普及状況を勘案し、インターネットホームページによる情報提供や広報・啓発を進めるとともに、幅広い年齢層に対応する広報となるよう、多種多様な媒体を活用します。

4関係機関との連携強化

≪施策の方向≫

• 保健・医療・福祉等の関係機関の連携をさらに強化し、地域包括ケア会議等を活用し、 最新の情報が提供できる体制づくりに努めます。

2 相談援助体制の充実

高齢者やその家族のもつ高齢者支援に関する不安・悩みは、高齢者福祉サービスや介護サービスの利用方法や要介護認定の申請方法、介護の不安や悩みなど、解決に専門的な知識を要するものが多くあります。本村では、地域包括支援センターに総合相談窓口を設置し、これら高齢者の相談にあたっています。今後は相談窓口のさらなる周知に加え、相談業務に携わる職員の資質向上や関係機関との連携強化による相談機能の充実などに努めることで、高齢者やその家族のもつ不安や悩みをともに解決できる体制づくりに取り組んでいきます。

①相談援助体制の充実

≪施策の方向≫

• 関係職員の資質の向上のため、研修会や会議等への積極的な参加を促進し、相談事業の 充実を図ります。

②相談窓口の充実

≪施策の方向≫

広報等を利用し、地域包括支援センターの総合相談窓口の周知を図り、利用しやすいよう配慮するとともに、プライバシーの保護に配慮した取り組みを推進します。

③苦情処理窓口の周知

≪施策の方向≫

• 広報等を利用し、相談窓口の周知を図り、利用しやすいよう配慮します。

4関係機関との連携強化

≪施策の方向≫

• 地域包括支援センターを中核として関係機関との情報交換や連携を図り、介護サービス 利用に関する相談から、介護予防・高齢者の生活支援に関する相談等に対し、的確な対 応が図れるよう、相談援助体制の機能強化を図ります。

3 地域におけるネットワークの構築

この計画をより効果的に推進していくためには、関係機関・団体との連携を強化し、 地域におけるネットワークを構築する必要があります。このネットワークが構築され ることにより、地域の中で保健、医療、福祉などの分野を超えて、一体的に高齢者を 支援していくことが可能となります。本村では、より効率的に高齢者支援を行うため、 地域包括支援センターを高齢者に関する情報を集約する拠点とし、地域におけるネットワークの構築・充実を図っていきます。

①関係機関・団体との連携強化

≪施策の方向≫

• 高齢者に関する保健、医療、福祉サービスを効果的に実施するため、地域のあらゆる分野における関係機関・団体の連携強化を図ります。

②総合的な情報ネットワークの構築

≪施策の方向≫

• 地域包括支援センターに高齢者に関する必要な情報が集約される仕組みの構築を進めます。

山中湖村 第6期高齢者福祉計画 • 介護保険事業計画

平成27年3月

発 行 者 山中湖村

企画・編集 山中湖村 いきいき健康課

〒401-0595

山梨県南都留郡山中湖村山中 237-1

TEL: 0555-62-9976 FAX: 0555-62-9981 http://www.vill.yamanakako.lg.jp/